

砥 部 町 議 会  
平成 2 2 年 第 4 回 定 例 会  
会 議 録

平成22年第4回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成22年12月6日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成22年12月6日 午前9時30分 議長宣告	
出席議員	1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰 10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一 13 番 中村茂          14 番 中島博志     15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
欠席議員	なし	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長            中村 剛志      副町長          佐川 秀紀 教 育 長        佐野 弘明      総務課長        原田 公夫 企画財政課長   松下 行吉      戸籍税務課長   日浦 昭二 会計管理者     武智 充吉      教育委員会事務局長 藤田 正純 介護福祉課長   辻 充則        保険健康課長   大野 哲郎 産業建設課長   萬代 喜正      生活環境課長   東岡 秀樹 広田支所長     丸本 正和	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	12番 井上洋一君      13番 中村茂	
傍聴者	36人	

平成22年第4回砥部町議会定例会議事日程 第1日

- 日程第1 行政報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 研修報告
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 認定第 1号 平成21年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第 2号 平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第9 認定第 3号 平成21年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 4号 平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第11 認定第 5号 平成21年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第12 認定第 6号 平成21年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 7号 平成21年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 14 認定第 8 号 平成 21 年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 9 号 平成 21 年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 10 号 平成 21 年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第 11 号 平成 21 年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 12 号 平成 21 年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 13 号 平成 21 年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 14 号 平成 21 年度砥部町水道事業会計決算認定について

平成22年第4回砥部町議会定例会

平成22年12月6日(月)

午前9時30分開会

○議長(土居英昭) 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成22年第4回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。



日程第1 行政報告

○議長(土居英昭) 町長挨拶及び日程第1行政報告を行います。中村町長。

○町長(中村剛志) 12月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末を迎え、何かとお忙しい中、ご出席を賜り、本日から15日までの10日間、提案させていただきます案件をご審議いただきますことに対し心から感謝を申し上げます。

はじめに、12月1日に就任されました中村時広愛媛県知事に対し心から就任のお祝いを申し上げます。中村知事は、「加戸県政の継承と発展」を掲げ、行財政改革や農林水産業などのブランド力強化などその若さと行動力で必ずや素晴らしい愛媛県づくりにご尽力いただけるものと確信しており、今後のご活躍にご期待申し上げます。

さて、今年も省みますと国内におきましては、「家畜伝染病の口蹄疫問題」や「高齢者の戸籍問題」、外交におきましては、「米軍の沖縄基地問題」や「尖閣諸島問題」などいろいろなことがありました。しかし、何一つとして、国民が納得いく対応がなされていないばかりか、先般の北朝鮮による韓国砲撃事件におきましても、在韓日本人などへの対応も明確に打ち出されておられません。何かと批判を浴びている菅内閣ではございますが、国民の生活を守るために、不退転の決意をもって、内政に、そして外交に臨んでいただきたいと思えます。

このような中、地方交付税の追加や地域活性化交付金などが盛り込まれた総額5兆900億円の平成22年度の補正予算が成立いたしました。この補正予算が、地域の活性化、社会資本の整備、中小企業対策などに効果を表し、地方財政が潤い、そして国民生活が豊かになることを願わずにはられません。国内外におきましては、不安定な要素が沢山ありますが、砥部町におきましては、町民の皆様のご理解を得て、粛々と行財政改革を進めております。その効果もあって、県下でも上位にランクされるほど健全財政を保っておりますことは、ご承知のことと思えます。新町になって5年が終わろうとしている今、合併後のまちづくりの検証も行き、なお一層の健全財政を堅持しつつ、農林業、砥部焼産業などの地場産業の振興に努めるなど、

砥部町が潤うような、地域経済の活性化策を展開していかなければならないと思っておりますので、議員の皆様、そして町民の皆様のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会に提案させていただいております議案でございますが、過疎地域自立促進計画（案）1件、町道認定1件、条例の制定及び改正6件、補正予算6件、人事案件5件となっております。補正予算におきましては、一般会計と特別会計を合わせまして1億2,110万5千円の増額となっております。累計で126億5,688万4千円となっております。いずれも、詳細にご説明申し上げますので、ご議決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。なお、行政報告は副町長が行ないますので、よろしく願いいたします。以上で、開会にあたりましての、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） それでは、行政報告を行います。お手元の行政報告書をご覧ください。まず総務課関係でございますが、平成22年度職員採用試験についてご説明いたします。10月17日に一次試験を、11月14日に二次試験を実施いたしました。上級事務申込者数80人、受験者数65人、採用内定人員3人となっております。保育士・幼稚園教諭、申込者数17人、受験者数15人、採用内定人員2人となっております。消防職員申込者数31人、受験者数24人、採用内定人員2人となっております。平均倍率は14.8倍です。次に、砥部町坂村真民記念基金寄付金、平成22年11月末日現在の状況ですが、申込件数54件、昨年度からの延べ件数953件、申込金額289万円。昨年度からの延べ金額4,126万円となっております。次に、坂村真民記念館展示設計業務についてですが、プロポーザル方式により執行し、4者から応募があり、11月2日の審査会において株式会社富士造型の提案が最高得点を取得したため、11月8日に367万5千円で同社と契約いたしました。次に、第17回愛媛県知事選挙の結果でございますが、11月28日に行われ、当日有権者数18,219人、投票者数9,584人、投票率52.60%でございました。次に、庁舎トップライトの改修工事ですが、10月18日に執行し、有限会社エイチ・ケイ企画が359万1千円で落札し、平成23年1月末完成予定で現在工事中であります。次に、第1分団詰所・車庫新築工事でございますが、10月18日に入札し、株式会社小泉組が1,102万5千円で落札し、平成23年2月末日完成予定でございます。次に、秋季全国火災予防運動が実施され、11月9日から15日の火災予防運動中に、女性消防団員5人及び消防署員18人が独り暮らしの高齢者宅124軒を訪問し、48軒について住宅火災警報器設置状況などの防火診断を行い、大変喜ばれました。次に、ホームページリニューアル業務委託でございますが、プロポーザル方式により執行し、6社を指名し、10月4日の審査会において福泉株式会社の提案が最高得点を取得したため、11月4日に596万4千円で同社と契約いたしました。2ページへお進みください。

続きまして、企画財政課関係でございますが、11月15日現在の入札執行状況ですが、30件の入札を実施いたしました。設計総額3億3,845万3千円。契約総額2億7,874万円。落札率は82.4%でございます。内訳につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、戸籍税務課関係でございますが、問題となりました所在不明の高齢者にかかる戸籍の消除についてですが、戸籍簿上生存している120歳以上の高齢者について、松山地方法務局長の許可を得て、9月22日に戸籍の附票に住所の記載がない者39名、11月4日に戸籍の附票の住所が国外の者3名の戸籍を職権で消除いたしました。

続きまして、産業建設課関係でございますが、林道神の森小猿線舗装工事につきましては、1工区、2工区とも9月末日で完成をいたしました。次に、砥部陶街道文化まつりでございますが、秋の砥部焼まつりを11月6日・7日の2日間、砥部焼伝統産業会館周辺にて60件の窯元が参加し、露天方式による砥部焼対面販売、オークション、特産品の販売を行い、3万3千人に余る来場者で賑わいました。次に、町産品フェスタ並びにとべ町産品愛用運動ポスターの展示につきましても、同時開催を行いました。次に、広田ふるさとフェスタでございますが、11月7日開催の広田ふるさとフェスタは、今回よりひろた交流センターをメイン会場とし、農林産物の品評会、和太鼓、獅子舞、タレントによる演歌ショーなどを行い、多くの皆様に来ていただき、盛況でございました。スタンプラリーや俳句大会も併せて行いました。3ページへお進みください。(3)に書いておりますえひめ産業文化まつりでございますが、11月27日・28日の2日間、ひめぎんホールで開催されたえひめ産業文化まつりに砥部町生活研究グループが参加し、手作り食品や町産品を紹介するとともに、県内各グループとの交流を行いました。

続きまして、生活環境課関係でございますが、公共下水道関係のうち、砥部放流渠圧送管敷設工事につきましては、株式会社小泉組が実施し、11月末現在の進捗率95%となっております。次に、下水道管渠敷設工事、いわゆる面整備でございますが、平成23年3月末の供用開始を目指して、現在16箇所です工事を実施中であり、いずれも順調に工事が進んでおります。4ページへお進みください。中間あたりの③であります。砥部浄化センター建設委託工事、日本下水道事業団委託分でございますが、浄化センター電気設備工事を株式会社明電舎が、浄化センター機械設備工事をユニチカ株式会社が、浄化センター汚泥処理施設設備工事を株式会社クボタが、浄化センター汚泥処理施設電気設備工事を株式会社明電舎が、浄化センター場内整備工事を株式会社有光組が実施をしております。以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） これで行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（土居英昭） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により12番井上洋一君、13番中村茂君を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（土居英昭） 日程第3 会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る11月29日開催の議会運営委員会において、本日から15日までの10日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月15日までの10日間と決定しました。

~~~~~

## 日程第4 諸般の報告

○議長（土居英昭） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。

次に、監査委員より10月末現在までの例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 研修報告

○議長（土居英昭） 日程第5 研修報告を行います。各委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） 総務文教常任委員会視察研修報告を行いたいと思います。総務文教常任委員会では、9月27日から29日の3日間の日程で、議会基本条例及び記念館の運営について調査研究のため視察を実施いたしました。

まず、議会基本条例の研修については、本町議会においても本年、議会議員政治倫理条例を設置したところがございます。総括的な観点から9月29日に鳥取県南部町議会を視察しまし

た。議会基本条例の大きな目的は、町民から期待される政策形成能力や行政監督能力の向上に努め、町民の信託に応えるため、住民の代議機関として議会の果たすべき役割と責任を明確にすることを目的に設置されたものであります。はじめに石上良夫南部町議会議長より歓迎の挨拶と南部町及び議会の概要・概略について説明がありました。鳥取県南部町は、平成16年10月1日に旧西伯町・旧会見町が合併し、現在3,866世帯、人口1万2,300人の町です。議会においては、平成16年10月24日、大選挙区制により16名が選出され、平成20年10月19日から14名体制で現在に至っています。議会の広報は、議会だより、年4回、A4版カラー2色刷り、CATV議会放送、本会議放送回数3回、臨時会回数2回、原則ノーカットで行われています。また、質問形式は、登壇し一括質問、以後一問一答の中、活発な討議討論が行われているとのことでした。次に、元議会基本条例問題調査特別委員長足立喜義さんより南部町議会基本条例について説明がありました。この条例の中心的、また特徴的なものは、三重県四日市の基本条例を参考に反問権を取り入れているとのことであり、反問権とは、理事者が議員に対し質問ができるという仕組みで、理事者にとっては有利な条件ではありませんが、議論がよりかみ合うよう、また、明確で分かりやすくすることが大きな目的であります。ただ、議員においては、住民の意見や声、状況に基づいて質問しているのであって、それらについて詳細な数字的根拠やより細かな説明を理事者側から反問されても、議員として十分な答えを出せない問題など、考えるべき課題も多々あるのではないかと思うところでもあります。また、委員会審査において議員同士の討論を取り入れることや、全文12条という短い条文で簡潔に分かりやすく議会基本条例が出来ていること等先駆的な条例内容であり、当議会においても、議会と理事者との反問権、また、議員と議員との討議等、高度なレベルでの質疑・討論が、議会基本条例の設置において、より現実的なものとして議会活性の期待がされるものと感じたところでもあります。

次に、坂村真民記念館建設に向けた記念館視察について、9月27日に、木堂記念館、9月28日に景年記念館、9月29日に板祐生出会いの館を視察しました。

岡山県岡山市北区の木堂記念館は、国指定重要文化財旧犬養家住居から小川を隔てた隣地に建設されたもので、平和を愛した政治家犬養毅の遺品・写真・手紙・書作など700点余りを所蔵展示しています。平成5年完成、コンクリート造り平屋建てで、常設展示室・企画展示室・研究室・収蔵庫・事務所等が設けられています。記念館内部は、なまこ壁に囲まれた路地が設けられ、両側に常設・企画の展示室があり、中庭には、瀬戸内海をイメージした白砂を敷いた日本庭園が整備されていました。入館料は無料で、年間の入館者数約1,200人。記念館及び犬養家住居管理運営費は、当初3,200万でしたが、指定管理等を経て、現在では岡山県郷土文化財団が2,900万円の経費で運営しています。リピーターの確保を目的に、定期的

に企画展や児童生徒を対象に書道教室、展示会など1、2カ月間隔で開催しています。木堂の貴重な資料や功績をたたえるとともに地域文化の振興・活動の場に役立つ施設であると思われました。

景年記念館は、書道家故川上景年の生涯の地である岡山県高梁市備中町に、約700点に及ぶ作品を収蔵し、氏の功績を後世に伝えるための書道美術館として平成9年11月に開館されたものであります。建物は、鉄筋コンクリート一部木造平屋建てで、延べ410㎡で、総事業費1億2,595万6千円で、内寄付金1億210万円、県振興資金2,300万円、一般財源85万6千円と町の持ち出しが極端に低くなっています。白壁を基調にした和風の落ち着いた雰囲気での造りであり、八角形の展示室には、額・軸など一点数千万円の氏の書作品が常設展示され、3カ月ごとに展示替えを行っています。豊かな自然に恵まれたロケーションにあり、展示されている作品群に感銘を受けました。高梁市営で運用されており、年間経費として人件費、管理委託料約120万円、光熱水費約75万円です。入館料大人300円、65歳以上無料と低い料金設定でありました。なお、高梁市備中公民館館長須磨氏の説明によりますと、書墨展示、保管においては湿気・湿度・防虫・照明等の対策は極めて大事な部分であるとのことで、収蔵庫の室内温度には特に細心の注意を払っており、また保管には漆喰造りの建物が最良とのことであります。作品と作品との空間・人の流れ・空気・風の流れ・自然光などをうまく取り入れた館内は大変参考になるものであります。

次に、板祐生出合いの館ですが、板祐生は、学校教員・保育所所長など生涯の大半を教育現場で過ごし、当時副教材を刷るのに用いられたガリ版を利用し、孔版画を芸術の領域にまで高めた先駆的作家として著名な画家です。鳥取県西伯郡南部町営で運営されており、年間運営費700万円。入館料大人300円、中学生以下無料。館内は、第一展示室、祐生の生涯・写真での紹介、第二展示室祐生が収集した全国の郷土玩具の展示、第三展示室、孔版画の世界を展示、第4展示室にはコレクション・入れ替え企画展示、ミュージアム・ショップ等機能的に配置され、祐生作品に魅了される構造となっています。展示空間利用、また、雇用体制など参考になる施設でありました。

今回視察したいずれの記念館運営においても採算性や収益性は非常に難しく、町営・指定管理等を含め経営主体がいかにかコストを低く抑え管理運営にどう取り組むかが、大きな課題と感じた研修でありました。以上で、総務文教常任委員会視察研修報告を終わります。

○議長（土居英昭） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る11月8日、9日、10日の2泊3日で岩手県西和賀郡西和賀町に、健康と福祉のまちづくりの研修に行っていました。ご案内のように、岩手県では一番の豪雪地帯で、普通の年で約2mの雪が降る町でございます。

福祉のまちづくりに非常に力を入れられた深沢晟雄資料館、道の駅等視察研修いたしました。ここは、ちょうど正岡子規の句碑もあり、非常に親近感を持ったところでございます。初日は、西和賀町の藤原議会事務局長から町及び議会の概要の説明を受け、その後、近くにある道の駅錦秋湖に視察をいたしました。錦秋湖は、新しく出来たものでございますが、キャッチフレーズは「職員一同がにこやかにまずお客さんを接待する。」で、特産品として、山菜や野菜、漬物、少し変わった種類の漬物もありましたが、誰でも作ってみたいくなるようなものが多く、話題を呼びました。今話題の美顔食品すっぽんコラーゲンもあり、子供からお年寄りの方々が非常に利用されているとのことでした。

2日目、西和賀町佐々木議長、藤原事務局長以下関係者が出席、紹介がございまして、その後、ビデオ上映により自分たちで命を守った村、日本で最初に乳幼児死亡ゼロを達成し、老人医療無料化を実現して、保健活動と併せ健康のまちづくりを進めました深沢晟雄村長こそ、政治の基本との信念のもと、雪と貧乏と病気の3悪追放に命を掛けた深沢精神とその業績を学び、生命尊重、すなわち憲法25条の理念に基づき政策を実現されておると感銘いたしました。この町の合併には、合併の条件として深沢精神が継続されるかしないかが合併の第一条件でございました。平成19年合併いたしまして、現在は、湯田町、沢内村が合併して西和賀町となっておりますが、財政指数は0.16、21年度でございます。補足いたしますと町立病院を持っておりますが、この病院は、黒字経営をしておりました。生活に必要な医療費給付を行い、高齢者の健康を保持する、高齢者の経済負担を軽減する2つのことを目的として事業を行っております。その後、制度の概要の説明を受け、質疑応答で活発な意見が出され、予定時間を大幅にオーバーしながら研修会を終えました。また、平成20年10月に開館しました深沢晟雄資料館を、局長の案内で視察いたしました。館内では、テレビ「その時歴史は動いた」NHKです。「赤ちゃんを死なせない、乳児死亡ゼロ、ある村の記録。」2007年9月19日の放送がされておりました。生命行政を理念・実践を検証しながら生命尊重の深沢精神を伝えていく生命の発信基地、人類普遍の理念として継承し、発展させようとする願いが込められている資料館でございました。坂村真民記念館建設計画に伴う調査・研究に相通ずるものがあると思われ、本町での会館建設に当たり、非常に勉強になった深沢記念館でございました。

3日目は、一関の国道342号線にある道の駅巖美溪を視察いたしました。ご案内のように一関は、日本一のもち米の里、こしの強いもち米、こがねもちを使ったつきたての餅にこだわっております。気軽に味わえる8種類の味を楽しめる和風もちセットが有名で、毎月第4金曜日には、約300種類の餅が思う存分食べられる「お餅バイキング」や菜の花、よもぎ、えごま、ごぼう、そして、特産のねぎ餅など新鮮な農作物が魅力いっぱい詰まった物産展も開催されておりました。直売所は、大変大勢の人で賑わっておりましたが、ここは日本一の餅まき

の町として有名でございます。また、地震をきっかけに巖美産直協議会が結成され、店内には出荷者の顔写真を何箇所も張っており、安心安全な農作物を消費者に提供しておりました。店長のモットーは、生産者と消費者を結ぶ包装紙となるのが私の役目、すなわち、笑顔でお客さんをお迎えするのが私の役目とのことで、売り上げを年々伸ばしている所にも注目するところでもございました。さて、道の駅ひろたにもお客様に立ち寄っていただくためには、工夫や努力をして、消費者の声を聞く道の駅ひろたになればと思います。今回の研修の成果を今後の活動に生かし、砥部町に生かせるまちづくりに役立てたいと思います。視察研修に気持ち良くお答えしていただいたことを感謝しながら、今議会は地方分権と大きく変わろうとしています。財政指数が1だからできる、村だからできないではなく、変わる議会は、町民の意思を町政に反映させる。それができるよう努力する。そういうことを、お互い議員が研修を終え、誓いながらこの研修を終わったわけでもございます。参考に、委員会の研修費用は、公費ですべて足りませんでした。産業建設常任委員会の研修報告を終わります。詳細につきましては、議会報においてまた掲載したいと思っております。ありがとうございました。

○議長（土居英昭） 西村議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村良彰） 議会運営委員会の研修報告を申し上げます。去る11月15日から17日の3日間、議会改革について東京都瑞穂町において研修を行いました。瑞穂町は、都心から北西に約40kmに位置し、北は埼玉県入間市、所沢市、東に東京都武蔵村山市、北西から南西に青梅市、羽村市、福生市など周囲を6市に囲まれております。人口は約3万3,700人、面積は砥部町の約1/6の16.83平方キロメートルで、その約13%を米空軍の横田基地が占めております。瑞穂町は、古くから青梅街道、日光街道の宿場町として栄え、現在も国道16号、青梅街道、新青梅街道等幹線道路が交差する自動車交通の要所にあることから、工場や物流関係施設の立地が多く、特に、機械金属の事業所の集積が顕著であり、町の西部には38haの工業専用地域に優良企業が進出しております。農業においては、狭山茶の産地として知られているほか、シクラメンなどの花き栽培や酪農も行われております。また、村山大島紬、だるま製造といった伝統工芸もしっかりと継承されている町でございます。瑞穂町議会は、平成16年12月に議員有志で構成する議会活性化委員会が議長に提出した議会活性化答申で、一問一答方式、長期総合計画、基本計画の議決、新規条例のすべてを委員会に付託などが提言され、実施されております。また、平成19年12月には、さらなる議会活性化を推進する必要があると判断し、議員定数その他議会全般に係る事項を調査・検討し、議会活動及び議会機能のさらなる充実を図ることを目的として議会活性化特別委員会が設置され、これまで2年間で26回の委員会が開催されるなど議会改革に取り組む姿勢は素晴らしいものであります。協議された主な内容として、議員定数について、議会の経費について、政務調査費

について、議会のインターネット中継について、委員会のあり方について、常任委員会のあり方について、委員会視察のあり方について、議員報酬・監査委員報酬についてなど多岐にわたり議論がされ、議会活性化に向けて努力は惜しまないという気概を感じたところでございます。私ども砥部町議会もこの研修を機会に、まずは議会改革あるいは議会活性化の特別委員会を設置する等して、議会改革又は議会活性化に向けて早急に取り組んでいかなければならないという思いにかられましたし、本当に意義のある研修であったと思います。また、この研修の前後の時間を利用して、今砥部町の喫緊の課題である坂村真民記念館建設に関連して東京都千代田区丸の内にある相田みつを美術館と千葉県成田市にある成田山書道美術館を併せて視察を行いました。相田みつを美術館では、作品の展示状況や開館後の運営について、また、成田山書道美術館では、作品の展示状況はもちろん特に重要な作品の収蔵庫について係の方から詳しく説明をしていただきました。当美術館の収蔵庫は、美術館の建物の中に収蔵庫の建物があるという全国でも珍しい造りになっていて、室内の温度、湿度、照明等には、細心の注意が払われているということでございました。この2つの美術館での研修は、今後の坂村真民記念館建設、また、開館後の運営に大いに参考になった意義のある研修であったと考えております。以上で議会運営委員会の研修報告を終わります。

○議長（土居英昭） これで研修報告を終わります。



## 日程第6 一般質問

○議長（土居英昭） 日程第6一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） おはようございます。議員番号8番、栗林政伸でございます。12月議会に大勢の町民のみなさんに傍聴にいただきました。開かれた議会が行われますことを大変うれしく思っております。理事者におかれましても、内容の濃い回答を期待しておりますので、よろしく願いをいたします。まず質問の前に、去る11月23日、北朝鮮が韓国の延坪島に砲弾を撃ち込みました。兵隊が2名、民間人が2名亡くなりましたが、非常に痛ましい事件であります。日本にも影響が出てこないか心配をしているところでございます。では質問に入りますが、国民体育大会の準備と、もう1点、保育園の昼寝用ベッドの導入についての2件を質問します。

まず、「国民体育大会の準備は」の件ですが、平成17年に愛媛県で国民体育大会が行われます。県下20市町でそれぞれ競技が行われ、砥部町ではバドミントンの競技が予定されてお

ます。県庁内の保健スポーツ課によりますと競技は4日間で選手が444名、役員・審判で294名、応援が約1千名来る予定になっております。また、高校生の補助手伝いが200名余り来ます。今から取り組まないと言間に合わないと思いますが、町長のお考えをお聞かせ下さい。

次に、「町内の保育園に昼寝用ベッドの導入を」の件ですが、町内の保育園では園児のお昼寝の時間があり、各家庭から布団を持参してお昼寝をしております。最近県内の保育園では簡易ベッドを使用する園が増えております。メッシュ地のため通気性が良く、また管理や手入れもしやすいし、保護者の負担も減るといことで歓迎されております。砥部町も導入してはどうでしょうか。以上2点、町長のご所見をお伺いします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の栗林議員さんのご質問にお答えいたします。平成29年に国民体育大会が愛媛県で行われます。国民体育大会の準備についてのご質問をいただきました。平成21年度より愛媛県国体準備室の協力を仰ぎ、県バドミントン協会、町体育協会とともに準備を進めているところであります。具体的には、小学校でのバドミントン教室、中学校への外部指導員の派遣や元プロ選手による実技指導の実施、陶街道ゆとり公園に周知看板の設置をいたしております。来年7月には、中央競技団体による競技会場の現地視察を受ける予定となっております。視察結果を踏まえて、施設整備、競技運営、宿泊輸送等の計画を立ててまいります。また、平成24年度には国体準備委員会を立ち上げ、開催3年前の26年度には国体実行委員会を設置し、万全の態勢で取り組む所存でありますので、よろしくお願いたします。

次に、「町内の保育所に簡易ベッドを」というご提案ですが、町内の保育所で導入する場合、保育室にベッドを設置する十分なスペースが必要なこと、担任保育士の負担増となること、約500万円の初期費用がかかることなど、解決すべき問題があり、今すぐ導入するのは難しいと考えております。スペースの問題から順次解決に向けて努力してまいりたいと思います。以上で、栗林議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） まずさっきの私、平成17年て言いました、ちょっとすみません。間違えましたごめんなさい。まず、国民体育大会の件ですが、バドミンの試合は町長、コートが8面必要のようです。現在の体育館はお聞きしますと、本コートが8面取れるということをお聞きしておりますので、試合には差し支えないと思います。しかしですね、練習するコートが必要だと思うんですよ。今ゆとり公園には一つの体育館しかございませんし、また、中学校とか小学校では練習はちょっと離れておりますので、できないと思うんですよ。そしてまた、審判の控室なんかは他県の例を見てもみますとですね、プレハブを確保しているところがあると聞いておりますし、また砥部町もそういう場所を造るのであれば、体育館の前にも空き地があ

りますし、別に問題はないと思うんです。しかし先ほど言いました選手がですね、練習をするところがないんですよ。小学校や中学校は遠いし、練習にはちょっと不向きだと思います。それで、私の提案ですが、現在の体育館のですね、東側か西側にですね、サブの体育館を造ってですね、そこで練習をして、ゆとり公園の体育館で試合に臨むと、そういうふうにしたらいいのではないかと思うんです。今からでもですね、国や県に出向き、補助金のですね、また有利な起債、そういうものをですね、相談をしてですね、できるだけ早めに取り組んでいただきたいと私は思います。最近ですね、県の幹部の方とお話をする中で、相談に来てくれたらいろいろな有利な起債とか補助金もあるんですよと、いうことを私も2、3回お聞きしておりますので、一つ財政課長始め、担当の課長さんはですね、そういうところへんにも足を運んでいただいて、勉強をしていただきたいと。そしてまた大会が近付いてですね、そういうものを造るとしたら、またミスも出てきますので、できるだけ早期にですね、そのことに取り組んでいただいて、そしてですね、できましたら弼南館を使用していたお年寄りとかですね、子供の6、7団体の練習もですね、ここで使用するようにしたらいいと思いますし、普段でも下の中央公民館の体育館が非常に取りにくいと言われておりますので、有効に利用したらいいと思います。この件について、町長また再度お考えをお聞かせいただいたらと思います。

それと、今町長保育園のベッドの件ですが、スペースの件も、また費用の面も言われました。ちょっと私、10月の下旬にですね、松山市の法林寺の保育園に1人で視察に行ってきました。この簡易ベッドは高さが10cm、マット部分はメッシュ地で寝ると若干沈むようになっております。非常に通気性が良く、また保温性もあり、子供たちもよく眠るし、布団に比べてダニも湧きにくく、衛生的にも非常にいいと言われております。現在町内の保育園は敷布団や掛布団を週末に持ち帰り、週初めにまた持って行ってですね、大変親御さんも難儀しております。また兄弟がいたり、また自転車や徒歩で送り迎えすると大変だということを聞いております。このベッドにするとですね、夏はタオルケット2枚で済みますし、冬は小さい子供用の毛布2枚で済みます。親も大変喜んでいそうです。またベッドにするとですね、子供同士の境界がはっきりするため、布団を使っていた時よく起きていた子供同士の噛みつきやひっかきがほとんどなくなったと。また通気性が良いため、あせもやアレルギーもなりにくいと言われております。そして収納もですね、コンパクトに積み重ねできますので、場所も取りません。1台のベッドは約2kgと非常に軽いので、4歳以上の子供はですね、自分らが押して行ってちゃんとセッティングをします。非常に保護者の負担の軽減にもなると思いますので、また子供の健康のためにもいいということで、町長、いっぺんにですね、500万つぎ込まんでいいんですよ。試験的に1箇所やってみて、そしてよければ順次導入していただきたいと、そういうふうに思います。以上よろしくお願いたします。再度答弁をお願いします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の栗林議員さんの再質問にお答えをしたいと思います。コート面が8面いるということで、今ゆとり公園にございます体育館で、コートの方は確保できるわけですが、まず観客席の問題が大きな問題として残っております。ある程度の観客の方が試合を見られるようにしなければなりません。そういうことも含めて検討をしているわけですが、現在の隣にサブの体育館をとということでございますが、これは理想的であるのは間違いございません。しかし、できるだけ今ある施設、先ほど言われました小学校、中学校の体育館、確かに離れておりますが、輸送等を考えればできないこともないという考えも一つはございます。そういうことで、先ほど申し上げましたように、来年7月に中央競技団体がこちらへ視察に来られますので、その時に見ていただいて、そして後の対策をどうするか、考えてまいりたいというふうに思っております。そしてまた、栗林議員さんにご指摘いただいたように、有利な補助金、起債、これを活用できるように、これはこの体育館だけでなく、他のものについても考えてまいりたいというふうに思います。

次に、保育園の昼寝用ベッドでございますが、法林寺の保育所の方へ視察を行っていただいたということで、素晴らしいことであるし、我々ももっと勉強しなければならないというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、一番はスペースの問題があると思います。そういうことで、このベッドが今の砥部町の保育所ではちょっと難しいという報告を私は受けておりますので、再度その点について、確認をして、先ほど申し上げましたように、その問題から順次解決をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 町長、今の答弁で中央の方から7月に視察に来ると、いうことを言われておりました。私も町長が言う前に、来るのはご存知かということ、担当の教育長にお聞きしようと思たんやけど、町長が先に言うてくれましたので、教育長に言うことがもうないんですが。町長、その7月に来る、そのご意見を聞いて、またそれから取り組みたいと今言われましたので、非常に、泥棒捕まえてから縄をなうやのいうことやなしに、できれば、前向きに考えてですね、早めに取り組んでいただいたらと思います。

それからまた、簡易ベッドですが、確かにスペースがないかもわからんのですが、子供の年齢によっては簡易ベッドも入る部屋があると思うんですよ。子供の人数によって。そういうとこだけでもまず試験的にですね、1箇所でも2箇所でも、1クラスでも2クラスでもですね、入れてみてください。非常に好評で、保護者の声を聞いて下さいというぐらい好評やと、言っておりました。ぜひ全部入れずに、スペースの問題があるんでしたら、その年齢によって部屋

が違いますので、私もちょっと地元の保育所も見に行きましたけど、ちょっと入る部屋も見たところありますので、そういうところからひとつやっていただいたらと思います。以上で質問を終わります。

○議長（土居英昭） 栗林政伸君の質問を終わります。ここで暫く休憩します。再会は10時45分の予定です。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（土居英昭） 再会します。一般質問を続けます。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 1番、佐々木隆雄です。6月、9月と2回坂村真民記念館について質問してきましたが、今回もこの議会で1点目、真民記念館に関する質問をいたします。2点目は、通学時間帯の通学路の通行規制についての質問ということで、2点準備させていただきました。まず坂村真民記念館の建設に関して9月のこの議会で私が概要について早く町民の皆さんに知らせる声を聞くようにしてほしいというふうなことで、その時町長は、あの時点で、来月には一定のものを出していきたいというふうに回答をされたんですけども、残念ながら10月には何も出ませんでした。11月に町報で概要が、金額等はないままなんですけど、イメージ図が出まして、今回12月の広報とべの町長のページがありますが、そののところに具体的な金額も含めて町民の皆さんに、とりあえずまあ、提示されたと。途中で南海放送でしたですかね、テレビ番組や愛媛新聞等でも報道されましたが、これはマスコミが基本的には町外への発信だと思いますので、そういう意味では町民に対しての提案提示が、やはり私としては町長が9月に10月にはというふうに言っていたことからすると、まず遅れているんじゃないかというふうなことを指摘しておきたいと思います。さて、この記念館建設には、合併特例債を活用するというふうに言われておりますが、合併特例債について少し勉強いたしました。合併特例債というのは、合併協議会において検討され、重要な事業は新町建設計画に位置付けられ、合併に伴い特に必要と認められる事業に限り使うことができる、そのようになっているようでございます。私は、平成16年7月に発行されております砥部町・広田村まちづくり新町建設計画、これを見ましたが、具体的な計画があったというふうには、私が見た限りでは確認はできませんでした。この新町建設計画のどこの部分に、この真民記念館の建設の表示があったのか。私はさっき言いましたように、確認できませんでしたので、本当に特に必要と認められるそういう事業なのかどうか、まず不思議に思っております。そういうことで、この記念館建設事業と合併特例債に関わって以下3点にわたって質問をいたします。1点目は、今申しました

ように、この新町の建設計画に見当たらないんですけれども、この合併協議会で真民記念館の建設計画について検討がなされたのかどうか、まずこれをお聞きしたいということです。それから2点目は、計画になくても、最初言いましたように、合併に伴う特に必要と認められる事業だとか、新町計画に位置付けられているとか、いうふうなことでなくても合併特例債というのは活用ができるんだらうか、ということと、それから、活用できますということであれば、その額が一体いくらになるんだらうか、ということでもあります。国や県は申請すればスムーズにこれを認めるんだらうかというふうなことも思っております。今回のこの議会に発言通告を出す締め切りが11月19日で、その時点ではまだ数字が出ておりませんでした。先ほど言いましたように、広報とべの12月号、町長が「拝啓砥部町民の皆様」ということで書いておられるページに、実際には2億3,750万円の合併特例債を使うんだというふうに表現されています。しかしこれは、じゃあさっき言いましたようにいろんな規定なり含めて考えて、申請し、受理されているんだらうかというふうなことも気になります。また、この財源の内訳は、一般財源5%と残り95%の合併特例債でというふうに記載されておりますが、合併特例債のうち、元利償還30%は町の一般会計から支出しないとイケないというふうにもなっています。残りの70%分が、後年度において国から交付されますというふうにあります。3点目は、その交付についてであります。どれ位の期間で、いつからそれが始まるのか、そしてその期間がどれ位なのか。別の言い方をしましたら、国からの返済明細はどうなっているのか。我々がお金を借りたら、返済計画というのがありますが、国からじゃあこの合併特例債の元利償還70%分に当たる金額の明細はどうなっているんだらうか、いうふうなことをお聞きしたいし、これを明らかにしてほしいというふうに思います。昨日もちょっとインターネットで財務省の借金時計というのがあるので、見てみようと思って開いてみたら、残念ながら財務省はホームページの中で、今それを活用できませんということだったんで、別のところを2つ3つ拾ってみますと、あるところは850兆円が、めまぐるしく借金が増えている数字がありました。もう一つ別のところでは、900兆を超えるような借金で、やっぱり同じようにどんどん借金の額が増えている、そんな状況の中で、国もいろんなところで財源を削っていかうというふうにやっておりますが、果たして、冒頭に言いましたような、重要性との関係で、これが特例債と認められるのかどうか不安です。何よりも、やはり最終的には町民の大事な税金を使うわけですから、改めてここで、合併特例債に頼る財源計画、これについては見直してほしい、見直す必要があるんじゃないか、というふうに考えるわけです。以上1点目、合併特例債に関する3つの質問でございました。

2点目は、これは具体的な場所もお聞きしているんですが、その場所についてどうこうというよりは、砥部町全体で少し検討をした方がいいんじゃないかなというふうに思いますこと

で、具体的な場所については、今回は触れません。朝の通学時間帯に住宅地を通行する車が多く、危険です。何とか規制できないだろうか、そういう声が町内会の集まりだとか、私は補導委員もやっておるんですが、補導委員会の中でも度々出てきております。ある場所に行きましたら、町内会なりの名前で、この時間帯の通行はご遠慮くださいというふうな看板なんかも出ている所も何箇所か見受けられます。そこで、かつて町のPTA連合会で町内の安全マップというのを作った経緯があります。ここの場所は、これこれこういうことで少し注意が必要だよというふうな、そういうマップというのがあるんですが、そういうものも既にありますし、改めてですね、学校やPTAや警察関係の方、交通安全協会、補導委員会の人たち、町内会長さんも含めてなんですが、個々のところではいろんな情報をお持ちなんですけれど、それを一緒にして、いろんな形で皆さんがここの場所、こうしたらいいねというようなことを出しあつてですね、特に朝の通学時間帯、子供が通学するのにすぐそばをかなりのスピードで車が通行する、このようなことをなくすために、具体的に言うと手を打つ、そういうものを設けたらどうだろうというふうなことで、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。以上2点でございます。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。まず始めに10月には発表したいということが遅れたということでお叱りをいただきました。私の希望的観測で10月にはということで申し上げたのが1カ月遅れまして大変申し訳ございません。ご迷惑をおかけしたと思います。しかし、もう一つ私に言わせていただければ、佐々木議員さんとはPTAの役員も一緒にさせていただきました。町長、遅いじゃないかと一言お叱りをいただいてもよかったのではないかなと、私は思っております。あとの問題についても、もし出てないようであれば、全然知らないわけでもありませんし、私は仲のいい仲間だというふうに思っておりますので、これからも積極的にお叱咤、そして激励をいただきたいというふうに思います。まず、合併特例債のご質問をいただきました。記念館の建設は、合併協議の中に個別名称は上がっておりません。その時点では真民記念館を建てるということは全然なかったわけでございます。しかし、旧町村の偉人を顕彰することは、合併後の新町一体化、そしてこの新町からの発信、そういうことに合併特例債を活用するという基準にはあたっておりますので、この点につきましては、県とも協議済みでございます。そして、真民記念館の特例債、合併特例債、借り入れの翌年度から償還が終わるまで30年間で償還するようになっております。ご指摘のとおり、70%が基準財政需要額に算入されているわけでございます。そして、残りの30%を町が償還するというようになっております。

次に、通学時間帯の通学路通行制限についてでございます。これもいろいろあるんですけど、

わかっているんですけど、ということでございますが、やはり具体的に一つずつその箇所を検証していく、これを私は大事だと思いますので、ぜひ具体的な箇所を挙げていただいて、そしてまず地域の皆さんのご意見を伺って、と申しますのも、規制をすることが地域の皆さんにとって、いいか悪いかという問題もございます。含めて、児童の安全も守らなければなりません。そういうことで、自治会やPTAの方とも意見を交換して、そして町において通学数や交通量を調べて、そしてこの地域は安全のために通行規制しなければならないということになれば、公安委員会の方へ要望を上げたいと思います。以上で佐々木議員さんに対するご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 県と相談しているということなんですけども、合併特例債、金額も含めて、県と確認をされているのかどうか、私ちょっと県の方から資料をいただいているんですが、この時点ではまだ金額のところが0になっております。今後どのようなことになっていくのかお聞きしたいと思います。それから、少しこの記念館の建設に関する全体の流れがですね、私のところには何が決まっています、何が決まっていないのか含めてよくわからない。建つんでしょうね、もう建つことが決まってるんですねというふうな話があるんですが、建てようということは、これ既に決まっておりますし、私も前回も言いましたが、これに反対しているわけではございません。ただ、お金をたくさん使わなくても、やはりその町財政も今は確かに町長が最初にご挨拶の中でも触れましたが、愛媛県内でも比較的と言いますか、かなりいい位置にあるわけなんですけども、来年度からいよいよ公共下水道もスタートしますし、段々とこれからは町の財政厳しくなるというのも既に指摘もされております。そんな中で、あえてそこまでお金をかけなくてもいいんじゃないかというふうに思うわけですから、何回もこうやって質問もさせていただいておるわけです。そして、進め方で、例えば今回もですね、この議会の資料ということで、取りに来ましたら、もう封筒にこのような印刷物になって、届いたと。これは、何かもう、何もかもすべて決まってやっているような、これは封筒、たかが封筒ということではあるんですけども、どういう確認がされて、これ町の発行物ですから、これ例えば議会の中にも特別委員会がありますけども、そこで審議を、議論をしたのかどうか、まったくわかりませんが、そのような形でですね、十分に我々議員のところにもわからない部分も含めて、少し町民に説明しづらいようなことがあります。ですから、前から言ってますようにですね、今回こうやって数字も出しましたが、改めてこれを土台にして町民の皆さんから様々な意見がやっぱりあると思いますので、それを聞きながらですね、どちらかというところで進めるぞみたいな雰囲気になっているもんですから、それはちょっと待ってほしいと。もっともっと町民の声を聞いて、みんなが理解、納得できるような形で進めていってほしいと。どうしても24年春の

オープンでなければならないというふうには私は思っておりませんので、その辺で町長に個別にも話も聞いて下さいというふうなことなんですけども、こういう場ででもですね、要請をしておきたいというふうに思います。

それから、通学路の規制に関しては、個別の所をということで、出して下さいということなんで、また実際に声をいただいている所と相談もしながら、具体的な場所を取り上げて、その辺の話の次回以降取り上げていきたいとします。とりあえず、少しこの間のこういうどこで決まったかよくわからないようなことだとか、進め方について問題があるんじゃないかというふうなことに対して町長はどうお考えか、お聞かせ下さい。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の佐々木議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。どこで決まっているかわからないというようなことをおっしゃられましたが、これは合併の特別委員会も開いていただいております。これは議員さんの組織でございます。その中で、検討をさせていただいて、我々理事者としても提案をしてこのようなものを造りたいというご提案をさせていただきます。その中で、お互いに議論を交わしながら、今進めているところでございます。予算についても、まだ決まっておりません。3月の議会で新年度の予算を承認していただき、我々が提案して承認していただければ、次に入札をして工事開始となるわけでございます。しかし、いつ頃できるかとか、そういうものについてはアバウトなところは我々の頭の中にございますので、こういう方向で進めたいということで、ご提案をさせていただいたり、そしてまた広報をさせていただいているわけでございます。議会制民主主義というのを今この町においては取っているわけでございますので、その点もお含みおいて、今後の建設についてもご協力いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 合併協議会の中で出てなかったというふうなことを、最初の質問に対する町長の答があったんですが、もう一度確認をしたいと思いますが、合併に伴い特に必要と認められる事業に限りというふうなことをですね、合併特例法の表現にも使われていましたが、協議会の中で触れられてなくて今回改めて出てきて、これが特に重要な事業なんだというふうに言われておりますが、愛媛県に対しては合併特例債を申請する基準と言いますか、内容がですね、これも調べました。合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、または均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業。2点目は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業。3点目は、合併市町村における区域であった区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により、設置される基金（合併市町村振興基金）の積み立て。というふうな3つの項目に関して使えるというふうな言

われるわけですね。どの項目が今回の、じゃあこの真民記念館建設のところに該当するのか、どうも曖昧で。例えばトンネルを通すとか、道路の整備だとか橋をかけるだとか、これが合併によってそういうことが必要だということであればわかりますが、例えばじゃあこの真民記念館、旧広田村の人たちがどう考えておられるのか、どういうご意見をお持ちなのか、その辺について今回の合併特例債の申請に当たっての基本的な、どの項目で町長が出されたのか、そしてまた旧砥部町旧広田村の町民村民が一体となれるようなことにこの事業と言いますか、建設計画が一体化を進めるためにどうなのかというふうなことで、旧広田村の皆様のお考えと言いますか、声、その辺がどんなふうにお聞きなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） 佐々木議員さんのご質問にお答えしたいと思います。もう砥部町合併したんですよね、新砥部町ができたんですよ。広田村砥部町じゃないんですよ。新しい砥部町なんです。そういうことで、砥部町がこれからいかに発展していくか、そのためにどうすればいいかということで、私は真民記念館の建設を考えました。しかし、合併特例債は私が下ろすわけではございません。県が適当かどうかを見ます。そういうことで、この事業がその範囲に入っているかどうかの判断は、許認可のところに委ねられているわけでございます。そういうことで、事前の打ち合わせをさせていただいて、そしてそれだったらいいだろうということで、実現の方向に向かっているわけでございます。このことについてはご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（土居英昭） 佐々木隆雄君の質問を終わります。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 議席11番、宮内光久です。私は3点質問をいたします。まず1点目は、砥部給食センターについてお伺いをいたします。安心・安全な食材を使った献立と新鮮さにこだわる学校給食。子供達にとって学校給食は楽しみの一つだと思っております。しかし、食べ物には残食がつきもので、学校給食も同じような問題を抱えているのではないかと思います。原因はいろいろ考えられますが、一つには味付けやおかずの好き嫌い、クラスの雰囲気、教師の指導の温度差、給食時間の短さ、また一方では家庭の食生活はどうか、冷凍食品やレトルト食品、惣菜など、いつでもどこでも食べ物が簡単に手に入る、食べ物を残してももったいないという意識が薄いのではないかと思います。家庭での料理や、昔のようにおふくろの味を大事にして、一粒のお米や食材を大切に作る食育運動を通して、食べ物を大切にすることをもう一度考えるべきではないでしょうか。給食センターは、昭和55年4月に開業をいたしまして、30年が経過し老朽化が進んでいます。砥部町広田村の合併協議会の中で、学校給食整備事業、計画期間は平成17年度から平成26年度とありますが、給食センターの新規建て替え計画はありますか。町長のご所見をお伺いいたします。

2点目は、庁舎駐車場の完全舗装についてであります。常日頃から大勢の人たちが、利用いたしており、私もよく利用させていただいております。駐車場内を歩いてみると、ずいぶんと舗装が痛んでいます。二輪車や歩行者にとって、歩きにくく、通行しづらい場合もあり、また、雨降り時は水たまりができ、車による水跳ね等にあう場面も見かけます。駐車場やその周辺の完全舗装の計画はありますか。町長のご所見をお伺いいたします。

3点目は、砥部団地内町道の舗装補修の進捗率についてお尋ねをいたします。砥部町道もずいぶんと舗装整備が進んでいます。町内及び町外から来られる人たちは、町の美化や道路の整備によって、その自治体の善し悪しがわかるような気がします。長期計画書の中に、老朽化した団地内道路の舗装補修率表の中に、現状値と目標値があり、平成19年は9.9%、平成24年度は25.0%、平成29年には50.0%とありますが、現在老朽化した団地内町道の舗装補修進捗率はどれくらい整備されているのか、中村町長にお伺いいたします。以上3点よろしくお願いをいたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の宮内議員さんのご質問にお答えをいたします。まず始めに砥部給食センターについてのご質問でございますが、給食センターの建て替えは新町建設計画の中で平成26年度に計画をいたしております。学校給食の形態は、今までのような直営方式だけでなく、民間への全部又は一部委託も考えられる時代になってまいりました。来年度より広田学校給食センターの運営を含め、給食センター運営委員会や保護者と協議するとともに、議員の皆様からもご意見をいただき、検討してまいりたいと考えております。

次に、庁舎駐車場の完全舗装についてのご質問ですが、ご指摘のとおり大変痛みが激しいため、皆様にもご迷惑をおかけいたしております。管理担当の総務課で、平成23年度に舗装改修工事を計画しております。現在、当初予算編成の調整を行っているところでございます。財政状況と事業の優先度を考慮して、前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、団地内町道舗装補修の進捗率についてのご質問ですが、砥部町は昭和50年代に多くの団地が建設されました。改修は町総合計画に目標数字を挙げ進めているところであります。現在の進捗率は59%で、平成24年度目標値の25%を大きく上回っています。これは、国の臨時交付金約1億4千万円を充当することができたおかげでございます。今後も、安心・快適に利用できる道路整備を進めてまいりたいと思っております。以上で、宮内議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） それでは再質問をいたします。まず1点目の給食センターについてで

ございますが、先ほど町長の答弁の中で、運営委員会を立ち上げて、随時検討をしていくとお答えをいただきました。まず教育長にお伺いします。平成23年9月には国道379号線も開通する予定であります。現在給食センターの場所ではなく、麻生と広田との中間、現在よりもっと広田地区寄りの方が良いと考えます。また、できれば国道沿いの方と考えておりますが、この点について教育長お伺いをいたします。2点目は、教育委員会事務局長さんにお伺いをいたします。残食なども多く出ると思います。その残飯などはどのように処理をしているのか。その処理方法は、飼料や肥料、また堆肥として利用しているのかお伺いをいたします。3点目はですね、佐川副町長お伺いします。10年後、あるいは何十年後には道州制や大松山市との構想が考えられますが、給食センターは必要最小限の建物にすべきではないかと、また規模は過大にならぬよう進めていきたいと思っておりますが、この提案についてお伺いをいたします。

2点目の駐車場の舗装でございますが、中央公民館の北側の通路がずいぶんと痛んでおります。中央公民館と砥部保健センターの建物を、駐車場は庁舎として維持管理しているのか、それとも各建物、駐車場は各課が補修をするのか、中村町長、一つ質問をいたします。

3点目は、担当課長。団地内道路、団地とは私は60世帯以上と理解しておりますが、その基準があるかどうか。砥部の団地とは、どれぐらいの団地を考えているのか、また言っている団地とはどこを指しているのかお答えください。例えば、南ヶ丘団地とは北と南がありますが、これは一つの団地として決めているのか、そこら辺のところを一つお伺いします。以上よろしくお願ひします。

○議長（土居英昭） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 宮内議員さんの再質問に対してお答えいたします。給食センターを新しくやり替えた際の設置の場所ということで、いろんなことが考えられるんじゃないかというご提案をいただきました。学校給食につきましては、給食を調理いたしまして、調理終了後2時間以内に食べるというのが原則でございます。これは決められております。ですから、基本的にはそれをクリアできる範囲内の場所であれば、どこでなければならないということはありません。便利がよいところがいいというのは当然だろうと思っておりますけれども、今後の、最初町長の答弁にもございました、今後の給食センターの運営をどうするかというあたりも含めて、設置場所をどうするかということも考えていかなければならないのかなというふうに考えております。いずれにしても、調理後2時間以内でという制約さえクリアできれば、あとの問題というのは給食センターの運営の調理方法であるとか、委託するとか、そういったところの問題になってこようかと思っております。それらも含めて、今後いろんな方のご意見も頂き、議員の皆様方のご意見も頂きながら、進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（土居英昭） 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 宮内議員さんの再質問にお答えをいたします。給食センターから出ました残飯等の処理につきましては、処理します業者によりまして肥料や飼料として活用していると聞いております。以上でございます。

○議長（土居英昭） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 宮内議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。長期総合計画にうたわれております団地というのは、先ほど町長も申し上げましたとおり、昭和40年代後半と50年代にかけて、一段の土地としてまとまった開発、団地造成、住宅地の造成でございますが、できました。この中で、私どもの方はおおむね80戸以上、おおむねという捉え方で団地内道路をまとめて、できたら、予算が確保できたら、一挙にやっていきたいと、こういう考え方で長期総合計画、21年度からの目標でございますが、掲げさせていただきました。それでその中に含まれる団地はということでございますが、皆さんご存じだと思うんですけど、八瀬団地、上野団地、南ヶ丘北、南ヶ丘、あかがね、大畑、山並、永立寺、さかえ、幸田、上南台、向南台、天神、川井団地、富士団地の15団地でございます。その中で、80戸を割っているのが川井団地だけでございます。その中で、先ほどのご質問がありました南ヶ丘北と南ヶ丘、一つの団地、一つずつの団地として考えております。おおむねこの全体の団地戸数を合計しますと、2,300戸でございます。今後も道路の維持管理については、団地内、30年40年維持補修で、何とか凌いできましたけど、今回は全面舗装やり替えという形で、舗装をはがして舗装をやっていきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

○議長（土居英昭） 先ほどの質問に対しまして、順序を間違えてしまいました。副町長答弁をお願いします。

○副町長（佐川秀紀） 先ほどの宮内議員さんのご質問の中で、松山市との給食センターのうんぬんという話がございますけれども、道州制を見越して将来の合併がまた枠組みが変わるので、その折にはまた給食センターについての考え方が違うのではないかというふうな質問のように受け取ったわけでございますが、そういったことも含めまして、26年度に計画をしているものにつきましては、先ほど町長が答弁いたしましたように、皆様方と十分協議をして、進めたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をいただいたらと思います。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） 先ほどの庁舎内の駐車場の管理舗装についてのご質問でございますが、今ちょっと副町長、総務課長とも打ち合わせをさせていただいたのですが、総括的には役場は総務、保健センターは保険健康課、公民館は教育委員会となりますが、これは一体のものでご

ございますので、お互いに話し合いをきちっとして、やっていきたいというふうに考えております。一応責任と言いますか、これは管理舗装についても各課が担当ということでございます。

○議長（土居英昭） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 先ほどいろいろと答弁をいただきました。ずいぶんと理事者側の方も前向きに検討をしていただいております。副町長、先ほどののはですね、道州制等が入る場合、まず構想が考えられるよと、私は必要最小限に建物をすべきではないかとこのように考えておりますので、また検討委員会を立ち上げるならば、そういう話も持って行っていただきたいと思っております。

先ほど2点目の庁舎内の町長の答弁の中でですね、各課が管理をしているということでありましてけれども、中央公民館の北側の通路並びに駐車場がですね、ずいぶんと痛んでおります。段差はある程度ありますのでね、早急にやっぱり検討していただきたいとこのように考えております。

それと進捗率の件について、担当課長さん、大変ですね、進捗率を上げていただいております。もう50%を超えているということで、大変うれしく思っております。安全・安心な道路整備をしていただきとっても感謝しておりますが、今後ともまた一つよろしく願いいたします。要望として、道路や歩道の危険箇所についても、今後情報を提供させていただきますので、補修のほどまたよろしく願いして、質問を終わります。

○議長（土居英昭） 宮内光久君の質問を終わります。14番、中島博志君。

○14番（中島博志） 14番中島博志です。議長の許可をいただきましたので、今回陶街道施設周辺整備について、また合併5年の検証についてをお尋ねします。さっそく質問に入らせていただきます。まず1点目、陶街道施設周辺整備についてお尋ねします。現在本町において陶街道53次事業は、町内全域の連携と活性化の起爆剤として、また町内各名所旧跡を指定し、点在する自然・歴史・文化・砥部焼など砥部の里の良さと、焼き物の奥深さを味わって頂こうと、県内はもとより県外からも多くの来町者の方をお迎えしております。町の活性化やPRにこの陶街道事業は大きく貢献・寄与していることは、誰もが認めているところでございます。しかし、残念ながら、砥部の里めぐりの中、朽ち果て荒れた光景もそのすぐ横、すぐそばで見られることもできます。陶街道26番陶芸舎とふるさと生活館では、回りたくても回れない水車小屋や、31番長曾池キャンプ場においては、ただ朽ちていくのを待つだけの管理棟があります。また32番権現山などでは、休みたくても休めない休憩室があります。これらの施設を現状のまま放っておくのか、それとも補修や改修をしながら利用していくのか、それとも解体撤去するのか、これら街道周辺整備の考えを町長にお尋ねします。

次に、合併5年の検証についてを質問いたします。1999年から始まった平成の大合併。

現行の市町村合併特例法の期限が本年3月末で終結をしましたが、平成の大合併の大きな特徴は、手厚い財政支援を保障するなど国が主導し、積極的に推進した点であります。いわゆる「アメとムチ」で、市町村を強制的に合併に追い込む手法には、少なからず批判もあったと思われます。しかし、その効果は大きく、愛媛県では2003年4月新居浜市への旧別子山村編入を皮切りに、2005年新宇和島市の誕生まで68市町村が18市町に、最後まで合併を模索した松野町や松前町を含め基礎自治体は70が20に集約され、大きく激変しました。合併の目的の一つは財政基盤の強化であり、多くの市町村も財政上のメリットを期待して合併に踏み切った側面は否めないと考えますが、小泉政権下の三位一体改革で地方交付税が大幅に削減されたことなどあって財政状況は改善されず、市町村にとっては、合併効果が見えていないのも実情であろうと思われます。自治体の規模拡大によって、職員や、議員削減などの一部効果はあったかもしれませんが、一方合併によって周辺に位置付けられた地域の地盤沈下は著しく、地域そのものの存続への不安さえも高まりつつあります。2005年1月、旧広田村・旧砥部町との合併以降、今年2010年までの5年間を一区切りと位置付け、合併の効果と課題を町民がどう考えているかを知り、また予算措置を含む今後の施策や、まちづくりに活かしていく意味でも、住民アンケートを実施してはと考えます。先般、八幡浜市で合併の課題・市民アンケート実施と新聞紙上にありましたが、内容については、「中心部と周辺部の格差が広がったと感じるか」、「より多くの公共サービス利用が可能になったと思うか」、「新しいまちづくりの一体感を感じるか」、「上下水道や保育料の値上がりをどう思うか」等10問、また、公共機関・医療・子育て・福祉など22項目などの設問であります。なお現砥部町において、合併後の人口推移、職員数や公共料金の変化、経費削減事例、財政指標、合併特例債活用事業など町民の皆様にわかりやすい資料をアンケート用紙に添え、回答の参考にしてもらい、さらなるまちづくりの一因になるよう実施してはと考えます。町長の所見をお尋ねします。以上2点について質問いたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の中島議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。まず始めに陶街道施設周辺の設備、これの老朽化による後の整備をどうするのかというご質問をいただきました。ご指摘のあった施設は、建築後30年前後経過しており、老朽化のため安全が確保できないなどの理由により閉鎖をしております。今後できるだけ施設を早く撤去したいというふうに考えております。また、後の土地の利用については、皆様方とご相談しながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、合併5年の検証をとというご提案でございます。平成の市町村合併については、賛否両論がありました。一番は、国の財政的理由から合併が促進されたことによるものであります。

今考えてみますと、過去の豊かな時代から現在の財政難への時代移行を想定しての合併であり、合併による効果を期待というよりも現状を維持するという選択肢であったのかもしれませんが。そんな中で、新砥部町においても町民の皆様にご辛抱をいただきながら、ハード面よりもソフト面の充実を掲げ、役場の組織改革、職員教育やイベント開催、そしてまち起こしに注力し、明るく楽しいまちづくりに努力してまいりました。特に過疎化が進む広田地区では、道の駅の活性化、交流センターの建設、各種イベントの開催、ラジオテレビを使つてのPR、消防救急業務の充実、医師確保等に尽力をしてまいりました。ご提案の住民アンケートについては、合併の効果と課題ということより、将来のまちづくりについて考えてみたいと思います。以上で、中島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 14番、中島博志君。

○14番（中島博志） ご答弁誠にありがとうございます。2、3点お尋ねをしまして、私の質問を終わりたいと思いますが、まず陶街道周辺整備でございます。26番ふるさと館、陶芸館においては、現在道の駅を中心に人やものの流れが変わってきております。その中で、ふるさと館裏側の川沿いに建ちます、先ほど申し上げました水車小屋、東屋は、閑散とした今にも倒れそうな風景になっております。補修整備にかかる費用につきましては、やはり費用対効果を考えると、解体も撤去もやむを得ないと考えますが、31番長曾池キャンプ場にあります管理棟、以前はトイレや炊飯施設が屋外になく、管理棟を多く利用していたのですが、現在はトイレや炊飯施設も屋外に設置されており、水量の維持確保への問題など、今の屋外施設で十分と考えられます。しかし、やはり利用できるものはまた場所、部分は何らかの形で利用できたらいいかと思いますが、担当課長にお尋ねします。今、考えられる範囲で、どのように思われているのか、お尋ねします。また32番権現山第2休憩室ですが、以前は山開きや青年団、また各後継団体、地域の方など多くの方が介護や懇親の場として利用していましたが、今では湿気の多さから、床は痛み、カビが室内全体を包み、中に入ることすらためらう状況です。せめて、屋根部分とトイレ部分を残し、東屋風にしてはと考えますが、これも合わせて担当課長にこれからの対策をお聞かせ願えますか。

次に、合併5年アンケートについてですが、今後実施に向けて取り組むとのことですが、県内では初めて実施します八幡浜市では、合併5年の効果と課題を市民がどう考えているかを知り、市内に住む1千人の方を抽出し、アンケートを実施するとしています。先ほども質問の中で言いましたように、郵送するアンケートには、合併後の人口推移、市職員数や公共料金の変化、経費節減事例、財政指標、合併特例債活用事業などの資料を添え、回答の参考にしようとしていますが、これら砥部町においても、この資料の提供は考えておられるのかお尋ねして、私の質問を終わらせていただきます。以上よろしくお願いたします。

○議長（土居英昭） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 中島議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず長曾池の休憩所管理棟でございます。これと権現山のトイレと休憩施設でございますが、これにつきましては、平成19年の6月の定例議会におきまして、砥部町休養観光施設条例の廃止ということで、老朽化のためということで1回議決をしていただいております。その中で考えますと、私どもは予算の確保ができていくということで、中に人が入れないように安全確保はしましたけれども、取り壊す費用のねん出が非常に難しかった時でございます。そういう考え方の中で、今ああいう状態でございますので、できるだけ、町長の答弁もありましたとおり、できるだけ早い時期にということで考えております。なお、水車小屋につきましては、これは合併前からすでに水車は回っておりません。玉谷川からポンプで水をくみ上げて、上から流して水車を回す。もう既に河川は16、17年災害が非常にひどかったものですから、玉谷川につきましても、河床等がやられまして、それについて新たにそこを整備していくというのは非常に難しいところがあるのではないかと今のところ考えております。また、水車小屋については老朽化が激しいということで、これも見ていただいたらわかるんですけども、私どもが確認しましたら非常に厳しいものという考え方になっております。ただ権現山のトイレにつきましては、当然トイレの確保というのはやっぱりああいう観光施設的なそうめん流しもございますので、その中でトイレについてはできる限り確保ということで検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の中島議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。八幡浜市の資料等のようなことを取り入れて、過去の検証をというようなご意見でございましたが、私はさっきも答弁でお答えさせていただいたように、過去の検証よりもこれからのまちづくりのことにアンケートはとってみたいというふうに考えております。ご意見をいただいておりますので、この件については過去の検証というのも必要不可欠なものであると思います。それをアンケートにするかどうか、検討いたしまして、また中島議員の方へご連絡をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（土居英昭） 以上で中島博志君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をいたします。再会は午後1時10分の予定です。

午前11時48分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（土居英昭） 再会します。一般質問を続けます。中村町長。

○町長（中村剛志） 先ほど佐々木議員さんの一般質問の答弁の中で、合併特別委員会と発言をいたしました。正しくは坂村真民記念館建設特別委員会の誤りでございました。お詫びを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） 13番、中村茂君。

○13番（中村茂） 13番、中村茂でございます。私は次の2点について質問をいたします。最初に、医療費の問題について取り上げたいと思います。皆様すでにご承知のように、子宮頸がんワクチンに対する公的助成についてであります。女性特有のがんである、乳がんや子宮頸がんが年々増えております。特に若い女性に増えている子宮頸がんは、性交渉を通じて感染するヒトパピローマウイルス、略してHPVが主な原因とされ、予防には性体験前の若年層へのワクチン接種が有効と考えられています。日本では年間1万5千人以上が発症し、3,500人ほどの方が命を落としていると推計されております。ワクチンは、このHPVの種類の中でも、子宮頸がん発症の原因の約7割を占めていると言われております。16型と18型のウイルス感染を予防するのに高い効果が期待できます。例えば、日本で12歳の女子全員にワクチンを接種した場合、子宮頸がんの発症を年間73.1%も減らすことができるとの試算もあるほどであります。しかし、接種には約5万円の費用負担がかかるため公費助成を求める声が全国的に高まっております。そうした効果から、このワクチンは世界100カ国以上で承認され、その多くの国々で主に10代の女性を接種対象に、公費助成が進んでおります。ただ、こうした素晴らしいワクチンも万能ではありません。ワクチンを接種しても、一部の型のウイルスには効きません。既に感染してしまったHPVを取り除く効果は確認されておられません。そのため、感染を早期に発見するための定期的な検診も、やはり不可欠なのであります。特に日本の検診率は低く、欧米が7ないし8割なのに対して、日本は2割なのが現状であります。子宮頸がんは発症原因が唯一わかっているがんであり、それゆえ、他のがんとは異なりワクチンと定期的な検診の両輪によって、ほぼ予防ができると言われております。私達はこの両輪に着目し、取り組みを強力にリードしてきました。例えば、2009年度第1次補正予算で実施された子宮頸がん乳がんの検診無料クーポンでは、受診者数の増加に大きく貢献しました。ワクチンについても、早期承認を求める署名運動を実施して追い風となり、2009年10月に承認され、同12月から販売が開始されました。こうした動きと連動して、ワクチン接種費に公費助成を行う自治体も増え、前橋市や名古屋市など126自治体にまで増えております。全国都道府県として助成制度を設けているのが東京都と山梨県だけあります。山梨では県の後押しを受けて県内27市町村のすべてが本年度中に費用をほぼ全額公費負担とする方針を固めております。愛媛県内では、上島町が全額公費負担を決め、県内初、中学生対象に全額公費負担で子

宮頸がん予防ワクチンを集団で9月から始めております。全額公費負担での集団接種は県内初めてとなります。同町によると本年度の対象者は63人で、すでに保護者の承諾を得て、第1回目を実施しております。実施は9月から来年の3月までの間に計3回で、来年度は中学1年生を対象にする予定であります。同ワクチンをめぐっては、厚生労働省が2011年度予算「特別枠」で助成し事業費150億円を要求する方針を打ち出しています。上島町は、「唯一の予防可能ながんであり、少しでも早く実施すべきだと考えており、国や県の対応を待たずに実施した」としております。砥部町においても女性の生命を守るがん対策の強化充実を図るため、早急に検討し実施すべきであると思っておりますが、町長のご所見をお伺いいたします。

2点目といたしましては、宣誓書の改善についてであります。選挙の期日前投票で、受付の際に提出する宣誓書への記入が必要であります。過去には投票日に行けない理由が厳しく確認されてきました。そのために投票を棄権する人が多くなり、投票率の低下が全国的に広まり問題となっています。そこで、投票率のアップを図る為に、宣誓書記入の緩和が実施されました。期日前投票が大幅に増加し、投票率の割合も、最近の選挙で多いところでは2割前後増加しております。期日前投票を行うには、受付窓口の職員の面前で投票人が住所や氏名、投票当日に行けない理由を宣誓書に記入しなければなりません。高齢者や身体障害者の方が「緊張して大変だった」との声をよく耳にいたします。そこで、法令には宣誓書の記載場所の指定はなく、自宅で記入して提出し、高齢者や障害者及びその場での記入に戸惑いやすい人たちに配慮した手続きを図ってはと提案をいたします。その場合、宣誓書用紙の取り扱いが問題となりますが、とりあえず、家族や近親者の方が受け取りに行き、期日前投票日に持参して投票する。この宣誓書の取り扱いについては改善する余地がありますが、今後の課題として、まずは期日前投票がスムーズに推進できるとともに、棄権防止と投票率アップにつなげていきたいと思っておりますが、町長のご所見をお伺いして私の質問を終わります。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） 中村議員さんのご質問にお答えいたします。始めにがん対策の強化充実についてのご質問でございますが、子宮頸がんワクチンについては、その予防に大変有効な手段であると思っております。しかし、現時点では、任意接種の段階であり、多少の問題点もあると伺っております。厚労省が助成事業として新年度予算に盛り込むというような要求があるということも伺っておりますので、国の方針を見極めたうえで、対応してまいりたいというふうに思います。

次に、宣誓書の改善についてのご質問ですが、期日前投票につきましては、制度開始以来、気楽に投票できるとあって、投票をする人が増えているようです。このことは、国民が選挙を身近なものとして捉えるようになった証でもあり、大変喜ばしいことだと思います。選挙の執

行につきましては、選挙管理委員会の所管でございますので、この後、選挙管理委員会書記長でもある総務課長から、宣誓書の取扱いについて答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 中村議員さんのご質問にお答えします。ご承知のとおり、期日前投票は、仕事などで選挙の当日に投票できないなど、公職選挙法に規定されている事由に該当する場合に限り行うことができるもので、該当する事由を申し立て、かつ、その申立てが真正であることを誓う宣誓書を提出しなければなりません。投票所で宣誓書をご記入いただければ、本人の宣誓によることが明白でございますが、あらかじめ記入した宣誓書を持参する場合は、本人によるものかどうか、確認させていただく必要があろうかと思っております。宣誓書の記入は、短時間で容易なものであり、可能な方には投票所で記入していただければと思います。投票所での記載が困難と思われる方は、町のホームページや窓口での事前取得は現在も可能ですので、ご利用いただければと思います。選挙の公明かつ適正な執行のため、公職選挙法の趣旨に則り、事務の改善を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上で、中村議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 13番、中村茂君。

○13番（中村茂） 町長さんの答弁に対してもう一度質問をさせていただきます。まず砥部町においては、上島町のように待たずに子供の未来のために取り組む意思がとおりかどうか、その1点をまずお聞かせしていただきたいと思っております。久万町においてもすでに検討に入っており、今後実施の方向に向けて進んでおると伺っております。そのように、砥部町としては前もってその国の補助うんぬんに先駆けてですね、上島町や久万町のように取り組む姿勢があるかどうかをもう一度お聞きしたいと思っております。2点目といたしましては、子供に対して学校等でこの子宮頸がんの怖さ、また必要性について授業等で教えているかどうか、また家庭においてもどのようにこの話し合いをしているかどうか、教えていただきたいと思っております。特に一番がんを予防できるのがこの子宮頸がんだけであると、このように言われているだけに、年を取ってからではもうこれは効かないわけですね。だから12歳とか小さい時に予防対策をすることによって、がんを予防することができる。よく体験でも聞きますけども、自分はそんなことにならないと思っていたと、しかしながらがんにかかって、子供を産めなくなってきたと、そのような厳しい現実には直面して慌てるというお話もお聞きしました。現に自民党の議員になっている女性の方も、話しておりましたけれども、まず自分になるとは思わなかった、現実になった時にお先が真っ暗であると、そういうお話も伺っております。そういうことで、特に家庭や学校でどのような話し合いとか、教育に取り上げているかということをお聞かせいただきたいと思っております。

最後の2点目の投票用紙のことですが、1つの改善点として私は提案したわけですが、特に選挙行くのに窓口行ってもややこしいと、年寄りの方とかそういう人がやっぱり棄権する一つの口実にしてですね、選挙が、受付でややこしいこと聞かれるとか、それによって行かない理由に挙げてる場合があるんですね。従って、一緒に行く場合は、身内とか、近親者が早急に宣誓書を取ってあげて、本人が書いて自分でサインをしてですね、提出してそれを証明するというとも言えるんじゃないかと思います。そういうことで、この改善につなげて投票率アップになっていけば、素晴らしいことだと思います。特に最近確かに期日前投票がどんどん増えて、素晴らしい成果につながっていると思います。この間の県知事選も行きまされたけれど、本当に簡単にね、受付で最近できるようになりました。しかし、お年寄りの方とか、そういう人の前で字書いたり名前書いたり理由書いたりするのが嫌だという人も結構おられるのは間違いないと思いますので、これも一つの改善の方法としてね、取りあげていただいたらいいんじゃないかと思います。その点、町長さんと教育長さんに頸がんの内容について、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の再質問にお答えをしたいと思います。先ほど中村議員さんもおっしゃられましたように、ワクチンと定期的な検診、この2つが重要であるということを伺っておりますが、定期的な検診を受ける方が非常に少ないという問題がございます。こちらの方の啓発も含めてやっていかなければならないというふうに思っておりますし、先ほども申し上げましたように、若干の問題点があるというのは、副作用等のことについてと、それとまた親の許可を得なければならないという問題もございます。費用についてはこういう大切なことに使うお金ですから、私は決してそれを儉約するとかいうような気持は持っておりません。そういうことで、このあたりのことを解明して、できるだけ早い機会に実施ができるようにしたいというふうに思います。以上です。

○議長（土居英昭） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 中村議員さんのご質問にお答えします。学校で子宮頸がんのことを学習しているかどうかというご質問だったかと思いますがけれども、学校でこういった病気等の問題について学習するとすれば、保健体育の授業の中だというふうに思いますけれども、現在の学習指導要領の中で特に子宮頸がんについてという項目で事業の中身に触れておるということは聞いておりません。今後いろんな国・県の指導等の中で、啓発すべきというふうなことになるようであればやっていくというふうなことになるろうと思います。現在の学習指導要領、あるいは小学校が来年から改定されますけれども、その中に子宮頸がんという文字が入っているというふうには聞いておりません。

○議長（土居英昭） 13番、中村茂君。

○13番（中村茂） 誰もががんになりたくてなる人は一人もおりません。なってみて初めて慌てるのでありまして、なぜ自分でこのようになるのかという大変悲壮な闘病生活を送られて亡くなっている方がほとんどでございます。従って、何かあってでは遅いわけですね。従って日頃の勉強なり、予防措置なり等を行って、やっぱり自分は自分で自分の身を守ることが大変大切だと思います。従って、今私が発表した子宮頸がんについては家族や学校等で話し合いされてないです。だからそういう機会をもっと親とか家庭とか学校とかです、そういう場を設けて、そういうお話をするのは大変必要ではないかこのように思います。本当に可愛い娘さんがそういう場に直面した時には、困るのは親であり、自分達でございますので、予防するためにやっぱりいろんな方法も、やっぱりいいということが分かれば、やっていく必要があるんじゃないかこのように思います。いろんな副作用とかいろんな面がありますけれども、聞いておりますけれども、ほとんど医者の方から言うのには、それはクリアできるというお話も聞いておりますので、副作用がひどいんだったら、これだけ全国的な規模で奨励することはありません。したがって、勉強はまだまだ我々も行き渡ってないし、理解できてないところにやっぱり進捗できない問題があるんじゃないかと、このように思いますので、我々は今後の未来の子供のためにですね、できることは一つでもしていく必要があるんじゃないかこのように思いますので、皆さん関心を持ってね、これから一つ一つお互いに勉強をしていきたいと、そして幸せな人生を送るための方法を考え出していきたいとこのように提案いたしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（土居英昭） 中村茂君の質問を終わります。5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 5番西岡でございます。これから2点お伺いをいたします。第一に砥部焼とみかんの町というスローガンと言いますか、砥部町はそういうこと言われております。その中のみかんの、ということは、農業を全般的に言っていることだということで、この農業について今日は質問をいたしたいと思っております。これからの農業をいろいろと見ていく時に、大変不安を感じてなりません。一番問題となるのは、農産物の価格が安い、そのために、特別儲かっている方もおられますけれど、ほとんどの農家の方は、農業所得が低いんで、特に中山間地の農業従事者は、ちょっと生計も立てられない、段々と離農をしていく人が多いのが現状ではないでしょうか。若い農業従事者を、何らかの形で支援して、地元で農産物を作って、そして農業で子供が育てられる町にしたいなと考えます。本町農家への支援について町長のご所見をお伺いいたします。

第2点、有害駆除についてお伺いをいたします。各地で、有害鳥獣が住宅地に出没したり、農作物を荒らすなどの被害が続出しているということはお案内のとおりでございます。本町で

も、農作物への被害は相当あるのではないかと思います。それらを駆除するには、電気柵とかトタン板を設置しますけれども、個人負担に頼るところが大きいと聞きます。鳥獣被害が大きくなれば、離農者を増やし、果ては耕作放棄農地が広がることにもつながると考えられます。本町では、鳥獣被害の実態把握はどの程度されているのか、また、その被害に対する対策について町長のご所見をお伺いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） 西岡議員さんのご質問にお答えをいたします。今農家の方は大変なご苦労をされております。西岡議員さんが言われた農産物の価格が安いと、ということも大きな原因でございます。しかし、流通というのは価格がついて回る問題でございます、安いからみかんを1kgが今、いくらですか、手取りにしたら150円とか200円とか言っておりますけれど、それを上げるという方法は補助金を出すとかいう方法しかないと思います。これは相場というものがございまして。そういうことで、安いから高くしてあげるというのは、今非常に難しい問題で、我々が補助金を少しでも出して農業がやりやすいように、そして所得が上がるようにというふうな方向を考えなければならないというふうに思っております。そういうところで、我々といたしましては、生産条件が不利な中山間地域を中心に耕作放棄地をいかにしていくか、離農者が増えていることに対してどうしていくかということをお考えしているところでございます。そして、農業振興対策として、農業団体が奨励する優良品種の苗木購入費や、果実の品質向上を目的とする被覆資材購入費への助成、そして新たな特産品としてブルーベリーの産地化支援などを行っているところであります。特に県単独事業としては、雨よけハウス設置に対する助成や、中山間地域での環境保全型農業に対して、国の交付金制度による支援を合わせ、50%助成を行っております。21年度には耕作放棄地対策事業費として3,200万円を直接支払っております。今後は、農業後継者や認定農業者で組織する協議会等で意見集約を図り、助成制度の見直し、新設について何がよいかを検討していきたいと思っております。

次に、有害鳥獣駆除についてのご質問ですが、実態把握については、伊予喜多農業共済組合の共済保険支払状況、農協組合員へのアンケートにより行っております。回答者だけの数字でございますので、実際はもっともっと被害が出ていると思っておりますが、平成21年度の鳥獣被害は、被害面積984アール、被害金額362万4千円となっております。これらの被害に対する対策として、砥部町鳥獣被害防止計画を策定し、猟友会や農協と連携し、銃や箱罠による駆除、そして電気柵やトタンによる農作物の防護を実施しております。平成21年度の実績としては、猿1頭、猪154頭、カラス88羽を駆除し、6台の電気柵設置に助成を行っております。今後、もっともっと農協との連携を図り、電気柵事業の啓発等に注力していきたいと考えております。以上で、西岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 今町長がお答えをさせていただきました。その中で農業問題では、付加価値の高いそういうものの、これからの開発と言いますか、研究していくのに、補助を使っていくということで、これは大変いいことではないかと思えますけれども、これも具体的にどんどん進めてもらわなければ、その時限りということではあまりいけないのではないかなという感じはいたします。それとやはり販売の流通経路の整備と言いますか、そういうことも力を入れていただいて、その販売も道の駅とかそういう大きな施設と言いますか、そういうことも大切でありますけれども、以前されていたように、小さい箱を置いて、陶街道のとべとべ何がしとかという箱。ああいうことを前やられておりましたけれども、最近はやめておるといことなんですが、これはやはり続けていただいているような箇所にもっともっと増えていくように、ぜひお願いをしたいなと。今は週末農業とか、いろいろ農業の専門でもない方も休耕地みたいなところを利用して、そういう家庭菜園的なことをされている方も段々と増えてくるのではないかと、そういう中でやっぱりそういう箱を作って、自分らで食べて近所の友達にあげるといのもいいことかなと思えますけれども、それでも長く続けるためにはやっぱりいろいろと苗代とか肥料とかいりますから、その余ったものぐらひはそこらあたりでそれを必要とする人が手軽に買えるような、そういう箱の設置みたいなことをどんどん奨励をさせていただいて、作っていったらどうかなというふうに思います。そこらへんちょっと担当の萬代課長さん、お答えを。

それと続きまして有害鳥獣駆除について質問をいたします。これは電気柵とかトタンとかに補助をされておりますけれども、それと猟友会の補助もありますけれども、今非常に問題になっておるのは、猟友会がいろいろ銃の規制とかいろいろなもので、厳しくなっております、それと高齢化が進んで段々と人数が減っております。全国的にも減って、自衛隊を要請しようとかいうようなことも新聞などで聞きますように、そういうことでもう少し魅力ある猟友会にして、そういう歯止めをかけて、若い人もなっただくようにするためには、もう少しちょっと補助を増やしていただいて、そこらで何かをするようにしていかなければと思います。電気柵とかトタンはあくまでも防護するだけで、数の減少にはつながりません。やはり駆除をして除けるということが基本でございますから、どうしても猟友会の方も今後ちょっと見直していただかなければこれから本当に、拍車がかかって農業放棄地が段々と増えて、そういう悪循環にかかってきます。そしたら獣が段々町へ出てくるというようなことにもなってきますので、そこらあたりやっていただけなのか、猟友会の補助をもう少し増やせるかどうか、そこら辺も重ねて一つ答弁をお願いいたします。

○議長（土居英昭） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 西岡議員さんのご質問にお答えいたします。まず砥れ採れボックスにつきましては、平成19年から21年間の3年間、1つの各家庭で作っていただいた農産物を捨てるのはもったいないと、そこで、無人の砥れ採れボックスに置いていただいて、いろんな町民の人に召し上がっていただくと、そう言うことの中でその道筋にそれぞれ砥れ採れボックスを置いてということで、起爆剤ということで補助金、1つの設置に対しておおむね4万かかるんですけど、その2分の1補助ということで、2万円の補助、そしてまた町の所有地であります行政財産のところにそれぞれ申し込みしていただきまして、抽選で、今も継続ずっとやっていただいております。なお、個人の農家の方も自分でボックスを作って、やられる方は既にやっていますので、多くの数が現在できているのだと思っておりますので、今のところ新たなボックスの設置補助については考えておりません。また先ほど西岡議員さんからもご質問ありましたけど、農家の所得でございますが、農水省が2009年の所得を公表しております。まず30アール以上の販売を目的とした1個体の農家で50万円以上の収入があった人のすべてを集計してその平均を取った所得が104万円でございます。非常に厳しい状況でございます。またこのような中で、先ほどありましたとおり鳥獣の電気柵等の補助金につきましても、県が3分の1、町が6分の1と、合計2分の1ほどの補助をしておりますけれども、残り50%分の自己負担がすでに農家には非常に厳しいものになっておることは担当課長としても十分承知しておりますけれども、実際猪等、これの駆除につきましては、まず防護・防御があつて駆除であるというのは、これは今私どもの非常に農家の人、大変な状態わかるんですけども、これについてはまずこれは原則の一つでありますので、私どもの方、いろんな形の中で猟友会や、また農家と猟友会が共同で箱罠と銃での駆除をしております。また猟友会の後継者につきましては、これ全国レベルで猟友会の人たちが高齢化して、段々後継者がいないというのが、今資料は持っておりませんが、去年のデータで広田支部、砥部支部、原町支部の猟友会の人バックデータをいただきまして、年齢層を取って平均年齢を取りました。今後これが推移していくと、もう後継者がいないというのも1つの問題点ということで、私どもも捉えております。また、この関係におきましては、やっぱり先ほど申し上げましたとおり、箱罠も一緒に、銃と一緒にという形の中で、過去から今、途中から農家も一緒に協議でという形になっておりますので、そういう形で進めたいと思います。ただ補助金につきましては、猟友会につきましては、10万円組織育成ということで、それぞれの支部3万ずつということで、残り1万は全体の事務費的なものであるということで、そういう育成補助を出しております。それ以外につきましては、ご存じのとおりでございます。駆除に対して、銃では1頭2万円とか、箱罠で1万円とか、カラス1羽については1千円という形になっておりますので、こういう状況の中ではございますけれども、今後後継者、また認定農業者になりますと、いろんな有利な

助成制度もございますので、今後そういう話の中で、できるだけ新しい農家、中農の確保ということで、努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 今答弁をしていただきました。もう箱はしないんだと、箱言うのは販売する小さな箱ですね、それはもう各自でやるからもういいんだということでもありますけれども、あれもやはり統一してああいう箱にした方が各自であるまり、それぞれの個性があるかもしれんけれども、統一性というブランド的なのもよろしいかなと思うんで、ぜひ続けていただきたいと思うんですが、その反対の理由があればどういうことでもうやめられているのかなということもお聞かせをしていただきたいなと。それと猟友会は、やっぱり箱罟も一緒ということでございますけれど、罟と銃というのはなかなかちょっとめんどいんですが、銃の方がね、大変なんで、罟いうたら本当に猪とか限られた種類のものしか捕れませんけれども、銃はカラスとかいろいろなものに対応できますし、もし市街地へ出た時も罟などで捕ってはおれませんから、やはり猟友会が行ってどっかへ追い詰めて捕る、ちゃんと捕獲をすとか、そういうことはやっぱり猟友会のやっぱりそういう人じゃなければできないと思うんですよ。そういうことも考えていただいて、もう一度そこら辺お答えをお願いしたいんですが。

○議長（土居英昭） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 西岡議員さんのご質問にお答えをいたします。砥れ採れボックスにつきましては、3カ年で全21個の砥れ採れボックスの助成で2万円を出しました。その後は先ほど申し上げたとおり、個々の農家が独自でボックスを作っているいろいろな所に置いていただいております。それと後は直販市とかいろんな形の中で、町内だけではなく、いろんな地域の方に、農協関係、JA関係含めて出していただいておりますので、特別に要望が多いのであれば、そういう人たちがいっぱいいるのであれば、当然そういうことも可能かもしれませんが、今のところ私どもの方に新たに砥れ採れボックスについて要望というのは、私どものところに来ておりませんので、その点につきましては、要望が多いのであれば、検討するというので、させていただけたらと思います。それと罟と銃の関係でございますが、人家100m、200m以内には必ず銃も箱罟も見えないようにできるだけということで、指導がございます。非常に厳しいところでございます。そういう点、人家に近付いてきたものは人間が追い払う以外はまずない、ということが大前提だと私は考えております。この件につきましては、猟友会とも私どもお話をさせていただいて、農家とも、被害があった農家とも十分お話しさせていただいて農家の状況は十分把握しておりますけれども、そういうところでは銃は使えません。そしたらあと箱罟と人間自身が防御するか追い出すか、そのエリアから、というよう

な状況が現状でございます。また捕獲と言いましても、言葉では簡単でございますが、猪も命がかかっておりますから、それなりに知恵を出して逃げますので、そういう点、知恵比べというような状態もあるんだと思います。ただ今年につきましては、近隣の市町に聞きましても、やはり山が高温で食べ物が少ない、また今後もこの状況が続くのであらうと私としても推測いたします。なお、今後も猟友会とお百姓さん、農協の支部と十分お話をさせていただいて、そういう特別許可をした狩猟期間、これの期間等についても十分協議してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 西岡利昌君の質問を終わります。4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） 議席番号4番、大平弘子でございます。3点ほど質問させていただきます。まず1点目は、教育現場での人権指導について。2点目は、デマンド型乗り合いタクシーの導入について。3点目は、女性が生き生きと活躍できる環境づくりについてでございます。まず1点目、教育現場での人権指導についてお尋ねいたします。連日のようにいじめ、自殺、殺人とテレビや新聞などで報道されています。そこで、児童たちに生命の大切さをどのような形で授業の中に取り入れ、指導しているのか。いじめによるけが、窃盗の補導、児童虐待の届け出の件数、警察、学校、児童相談所と家庭などとの連携をどのようにしているのか。今後の教育指導について教育長のご所見をお伺いいたします。

2点目のデマンド型乗合タクシーの導入についてでございますが、平成22年3月末で失効する過疎法が過疎地域の厳しい現状を踏まえ6年間延長され、平成28年3月31日までとなり、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業への拡充が盛り込まれています。これからますます増える高齢者に対し、弱いところ小さいところに光を当てるのが福祉の基本と思います。デマンド型乗合タクシーの導入を考えてはいかがでしょうか。デマンド方式による公共交通機関の運行は、過疎地を抱える地方自治体などで注目されております。バスではなくデマンド型乗り合い小型タクシーとして導入し、デマンド型交通と呼ばれ、広く利用されています。砥部町もいろいろ考えてはどうでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。

3点目、女性が生き生きと活躍できる環境づくりについて。男女参画社会基本法ができて10年になります。法律の制定改正と様々な取り組みがなされています。そこで、本町の審議会における女性登用率はどのように推移したか。仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現に向けた取り組み状況は。配偶者間による女性への家庭内暴力（ドメスティックバイオレンス）の件数は増えてはいないか。以上町の取り組み状況について町長のご所見をお伺いいたします。以上3点よろしくお願いたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の大平議員さんのご質問にお答えをいたします。始めに教育現場での人権指導についてのご質問は、後ほど教育長の方から答弁いたしますので、よろしく願います。

次に、デマンド型乗合タクシーの導入についてのご提案でございますが、大平議員さんには、これまでもいろいろな形で、地域公共交通について、ご質問、貴重なご提言をいただいております。しかし、その都度申し上げておりますとおり利用者数の減少、そして運行経費、これを考えますと、今すぐ巡回バスや乗り合いタクシーの運行は非常に難しいと考えております。と申しますもの、時間に束縛されるというよりも、自分のいる時に車が欲しいというのが、人間の発想でございます。そういうことになりますと、なかなか定期的な運行のものには非常に乗りにくいというのがあるのではないかとこのように思います。例えば、先般路線バスが廃止になりました。時間が確かに朝1時間早くなりました。そのことによって利用が減ったというのも当然考えられますが、やはりそれよりも自分がその時間に合わすという意識をもっと高めていただきたい。その他に便が、2便従来より増えておりますので、スクールバスではございますが、そのあたりももっとご利用いただいて、そういう実績がやはり積み上げれば、我々としても時間に合わせていただくということで、いろんな方策を考えたいというふうに思っております。現時点ではデマンドタクシーにしても、他の乗合バス、町営バスにしても難しいということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。当面は温泉バスやスクールバス、これにできるだけ合わせてご利用いただくということで、お願いをしたいと思います。

そして次に、女性が生き生きと活躍できる環境づくりについてのご質問をいただきました。1点目の砥部町の審議会等における女性登用率でございますが、17年4月時点では2割に満たない状況でしたが、昨年4月には3割近くまで上がってまいりました。2点目のワークライフバランスの実現に向けた取り組みについては、砥部町次世代育成支援後期行動計画の中で、61の事務事業を掲げ、内48事業は前期から継続して実施中です。今年6月には新規事業として、こんにちは赤ちゃん事業を開始し、その他の事業についても順次実施していく予定になっております。最後の配偶者間による女性への暴力についてでございますが、本町における事件、相談は、年4ないし5件で横ばいの状況でございます。内閣府統計によると、全国的には増加傾向にあります。今後関係機関と連携し、相談体制の充実と周知に努めてまいりたいと考えております。以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 大平議員さんのご質問にお答えいたします。ご質問の最初にござましたように、最近連日のように全国で児童生徒がかかわる殺傷事件が発生しておるということは、

大変極めて残念な事であろうと思っております。そして、教育現場での人権指導についてのご質問で、件数というご質問ございました。本年度におけるいじめの報告件数については、10月末現在までで小学校で14件、中学校で11件、合計25件ございました。現時点では、そのすべてが解消されております。いじめによるけがについては、報告はきておりません。また窃盗による補導などは、10月末現在で1件ございました。その他児童の虐待という件数がございましたが、21年度には2件ございましたが、本年度は報告きておりません。そして学校における人権教育でございますが、これは教育活動の中でも最も重要な課題というふうなことでございまして、町の教育方針の中に「豊かな心をもつ子どもの育成」、これを掲げてやっております。そして、各学校におきましても、道徳教育でありますとか国語、理科、こういった教育活動全体を通じて、命の尊さ、あるいは力強さを感じられると、そういった授業展開を行いまして、人権教育との関連を図りながら、指導を行っているところでございます。今後も、計画的な、あるいは発展的な指導によりまして、積極的に人権教育に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上で、大平議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） 1点目の教育現場での人権指導についてですが、当人にとってですね、悲しい思い出、嫌な思い、けがの場合は冗談であっても遊びであっても許されないいじめであります。23年度からは脱ゆとり教育がスタートいたします。今年から前倒しでしている学校もあります。小学校、中学校での授業内容が大きく変わり、教育科目が増えます。子供たち、保護者たちの間で、大きく内容が変わりますと、学校関係も大変苦労されると考えられます。日常生活での保護者への指導、先生方への指導も授業内容も変わってくると思われまます。今後子供たちの非行が増えるようなことはないのでしょうか。脱ゆとり教育に向けてのお考えをもう一度教育長のご所見をお伺いいたします。

2点目、デマンド型乗り合いタクシーの導入についてでございますが、スクールバス、温泉バスも病院の専用車自動車も通っております。他の交通に頼らざるを得ない高齢者、それから障害者の方々の移動手段確保は差し迫った問題であり、地域住民の足の確保、地域活性化のために公共交通確保は重要であります。その場感情だけでは地域は生きていけません。また、町と僻地で人の命の重さが違ってはいけません。交通が便利になると病院が有効に活用され、何箇所も病院をはしごせず1箇所済み、医師との連携が保たれ、住民、医師、病院にとっても有効ではないでしょうか。定額で提供する便利性の高いデマンド交通システムの導入により、高齢者の方々は病院に行きやすくなり、重症化する病気の予防や、健康予防に有効と考えます。町民ニーズを知ることも大切ではないかと思われまます。町長のご所見を今一度お伺いいたしま

す。

3点目の女性が生き生きと活躍できる環境づくりについてですが、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会を目指し、様々な努力を重ねてきたのがこの10年であります。これからはこの10年で積み残した分野で男性、若年女性の関心の低さ、女性労働の格差、固定的な女性役割分業意識が根強く残っていること、ジェンダーの取り扱いについて個性と能力が十分発揮できる社会、地域をどのように計画し、進行していくか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。また、女性の声を吸い上げてほしいと思います。今年の8月27日に広報研修で千葉県の葉山町に行きました。年配の方はご存じだと思いますが、「太陽の季節」を撮影した場所であり、出迎えていただいた副議長の方が女性の方、続いて議長の方が女性の方とお聞きしました。議員の方は半数近く女性であり、葉山町役場の職員も女性の多数の方が役職に就き、働いておられると聞き、感動いたしました。天皇家の保養地でもある葉山ですが、女性パワーに圧倒され、研修を終えました。砥部町もぜひ能力のある女性の方々を役職に登用されるよう、もう一度町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（土居英昭） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 大平議員さんの再質問にお答えいたします。来年春から学習指導要領が改善、小学校では新しい新学習指導要領が実施される、そして方向が脱ゆとり教育であるが、いうふうなことで、その中での人権教育ということだろうというふうに思いますけれども、学習指導要領が変わりましても、いわゆる教育の目指す方向というのは変わらないわけございまして、町におきましても、教育方針を編成作成する際には、やはり基本的な考え方というのは変えるつもりはございません。学習指導要領の内容の対応に対しましては、その各学校での、あるいは教師の授業における事業改善でありますとか、指導の工夫でありますとか、そういったことで対応ができるのではなかろうかというふうに思っております。いずれにしましても子供たちの命を守るというのが一番の大前提ということでございますので、一人ひとりの変化を見逃さない、初期的な対応ができる体制づくりというふうなことが一人ひとりの子供たちを見つめる、そういった時間をいかに多くとるかということが一番大事なところであろうかというふうに思っております。そして、町の人権尊重のまちづくり条例もございまして。そういった趣旨を踏まえて、ゆとり、脱ゆとりというふうなことであろうかと思っておりますけれども、学校現場においても子供たちの命を守るという一人ひとりを大切にする、命を守るということは大前提の基本において、教育活動を展開していくように指導をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の議員さんの再質問にお答えさせていただきます。先ほどか

ら申し上げておりますように、あれば便利、あればいいというのは当然わかります。しかし、大平議員さんが言われたように、要望に応えるのが主であって、お金のことは問題ではないと言われますが、これは家庭においても同じでございまして、できることとできないことがある、辛抱することと辛抱できないことがある。そういうことを含めて考えて、やはり経済的なものも考えながら事業はやっていかなければならないと私は考えております。確かに例えば、極端な例を申し上げましたら、自分が行きたい時にすぐにタクシーを回してあげたら確かに便利なんです。だけど今やっている町営バスやデマンドの先進である四国中央にしても、ある程度人数が揃って運行するとか、その時間帯に運行するということになる、利用者が大変少ないわけです。ということは、やはり本質をよく見抜いて、いろんな事業計画をしていけなければ私はいけないというふうに思っております。格好から見て、うわべを見れば確かにそれがあれば便利というのが意見でしょう。しかし、本当に自分がそれを利用するかなという観点からも考えていただきたいのと、砥部町で広田地区だけではございません。今バスが通ってないところも鶴ノ崎、外山地区、そして今拾町、八倉地区もございません。大平もございません。そういうふうなことを考えると、全体的な調整を平等にということとでございますので、そういうことを考えると、今この問題についてはしばらく様子を見させていただきたいというのが私の考え方でございます。また広報の11月にも私の考え方というのは出させていただいておりますので、町民の皆様にもご理解をいただきたいというふうに思います。

それから3番目の男女参画社会でございますが、これについてもご視察にいただいたところ、議員の半数以上が女性であると、本当にそういう町もあって素晴らしいなと思いますし、まずそれをするためには女性の方がもっともっと議員に立候補していただかんとまずいかない。やっぱりそれがまず一番でございます。そういうことで、ぜひともまた女性の議員さんになりたいという方がおられましたら、またぜひやっていただきたいなというふうに思いますし、議長・副議長も女性であったということで、大変結構なことだというふうに思いますが、これも議会の中で選任することとございますので、男女同じ平等の中で選ばれたものだとは私思っております。従って、女性が議長・副議長になって他の男性は下だというのではおかしいんであって、たまたま中から選ばれたのだと私は理解しております。役場の職員についても同じでございまして、決して差別はしておりません。採用の時も同じ基準で採用をさせていただいております。昇任についても一切差別は行っておりません。たまたま女性の方が昇級試験を受けなかったり、そういう問題を含めて今課長職はいないということとございますので、ご理解をいただきたいと思っております。なおまた女性の方にも積極的に試験も受けて、課長さんにもなっていたきたいということは私の方から職員に申しおいておきます。以上でございます。

○議長（土居英昭） 4番、大平弘子君。

○4番(大平弘子) 悪いことよいことでも町民には知る権利、そして知らせる権利があります。何事も町民に知らせてほしいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長(土居英昭) 中村町長。

○町長(中村剛志) ただいまの大平議員さんの発言の趣旨が私はわかりかねます。申し上げておきます。

○議長(土居英昭) 大平弘子君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

~~~~~

- 日程第7 認定第1号 平成21年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第2号 平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第9 認定第3号 平成21年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第11 認定第5号 平成21年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第12 認定第6号 平成21年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第7号 平成21年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第8号 平成21年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第15 認定第9号 平成21年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第10号 平成21年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第11号 平成21年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第18 認定第12号 平成21年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第19 認定第13号 平成21年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

## 日程第20 認定第14号 平成21年度砥部町水道事業会計決算認定について

### (決算特別委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第7認定第1号から日程第20認定第14号までの決算認定に関する14議案を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。井上決算特別委員長。

○決算特別委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。9月の定例会におきまして、閉会中の継続審査として当委員会に付託されました認定第1号から認定第14号までの決算認定に関する14件について、さる10月18日、20日、22日の3日間、本委員会を開催し、平成21年度の各会計の決算について歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づき、担当課より説明を求め、予算執行状況の適否、並びにその行政効果等について審査した結果、21年度における各会計の決算は予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められました。よって認定第1号から認定第14号までの14件は、原案のとおり認定することに決定しましたのでここにご報告申し上げます。なお、総体的な意見としては、決算書、主要施策成果説明書等資料の内容は年々良くなってきており、職員各位の努力の成果だと思います。ただ審査前に決算書の一部の訂正があったことが残念であり、今後このような単純なミスが起こらないようチェックの強化を図っていただきたい。また、成果説明書の様式について、もう一工夫が望まれる点やより詳しく示していただきたい事項などもあるので、検討のうえさらにわかりやすい資料作りに努めていただきたい。決算状況は各会計ともおおむね良好で、厳しい財政事情の中、健全財政が維持されています。しかし、今後も厳しい財政運営が予想される中、本町においては砥部中学校や消防署の改築、その他老朽施設の補修改築等が必要な時期を迎えているため、町税の徴収率の向上や、国県補助金の積極的な活用などにより、財源確保に努めるとともに、引き続き計画的・効率的かつメリハリのある予算編成執行に努めていただきたい。またこの審査の中で出た意見については、十分検討のうえ、実現できるものは速やかに実行していただきたい。以上意見を申し添え、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。認定第1号から認定第14号までの14件は一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第14号までの14件は一括して討論、採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

採決を行います。おはかりします。認定第1号から認定第14号までの14議案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第14号までの決算認定に関する14議案は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2時20分 散会

平成22年第4回定例会（第2日） 会議録

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                                                      | 平成22年12月7日                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 招集場所                                                       | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 開 会                                                        | 平成22年12月7日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 出席議員                                                       | 1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司<br>4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之<br>7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一<br>13 番 中村茂          14 番 中島博志     15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                |  |
| 欠席議員                                                       | なし                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏 名 | 町 長            中村 剛志      副町長          佐川 秀紀<br>教 育 長        佐野 弘明      総務課長        原田 公夫<br>企画財政課長   松下 行吉      戸籍税務課長   日浦 昭二<br>会計管理者     武智 充吉      教育委員会事務局長 藤田 正純<br>介護福祉課長   辻 充則        保険健康課長   大野 哲郎<br>産業建設課長   萬代 喜正      生活環境課長   東岡 秀樹<br>広田支所長     丸本 正和 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                         | 議会事務局長 正岡 修平                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 傍聴者                                                        | 1名                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |

平成22年第4回砥部町議会定例会議事日程 第2日

- 日程第1 議案第64号 砥部町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第2 議案第65号 砥部町道路線の認定について
- 日程第3 議案第66号 砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の  
制定について
- 日程第4 議案第67号 砥部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第5 議案第68号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する  
条例の一部改正について
- 日程第6 議案第69号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第70号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について
- 日程第8 議案第71号 砥部町消防団条例の一部改正について
- 日程第9 議案第72号 平成22年度砥部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第73号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第74号 平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正  
予算（第3号）
- 日程第12 議案第75号 平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正  
予算（第2号）
- 日程第13 議案第76号 平成22年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第77号 平成22年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）

平成22年第4回砥部町議会定例会

平成22年12月7日(火)

午前9時30分開会

○議長(土居英昭) 現在の出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第64号 砥部町過疎地域自立促進計画の策定について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(土居英昭) 日程第1議案第64号砥部町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 議案第64号砥部町過疎地域自立促進計画の策定について。過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、別紙のとおり砥部町過疎地域自立促進計画を定めるため議決を求めます。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法の延長に合わせて、本町の過疎地域において総合的かつ計画的な対策を実施し、地域の自立促進を図り、住民福祉の向上など地域格差を是正するため、この計画を策定するものでございます。若干説明を加えさせていただきます。過疎地域自立促進法が6年延長となりました。砥部町も引き続き旧広田村の区域に限定して過疎地域の指定を受ける一部過疎と認められております。過疎地域の指定を受けますと、その地域を振興するための計画を策定いたします。旧の過疎計画は法律と同じく22年3月末を期限としておりましたので、今回新たに本年4月から28年3月までの6年間の砥部町過疎地域自立促進計画を策定するものでございます。計画書は添付のとおりでございます。若干組み立てについて説明させていただきます。計画書の目次をご覧ください。1番の基本的な事項から9番の集落の整備までそれぞれの項目について掲載しております。2番以降の、産業の振興以降のことにつきましては、現状と問題点、その対策について記載しております。これらの内容につきましては、常任委員会でのご審議もあるように聞いておりますので、ここでは中身までは入らないことといたします。ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(土居英昭) 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

○議長(土居英昭) 1番、佐々木隆雄君。

○1番(佐々木隆雄) 今松下課長の方から広田地区に限定してというふうに最初にありまし

たんですが、広田地区以外にもこの砥部でも該当するような地区があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺は法の絡みでできないのか何かその辺の理由をちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（土居英昭） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） これは法律に基づく指定でございます、砥部町の場合、合併前の町村を単位としてするわけでございますが、砥部町の場合、人口規模で広田地区の比重が非常に小さいということで、砥部町全域の指定は受けられないと、合併前の広田村の区域に限った指定となったものでございまして、これは法律に基づく指定とご理解いただいたらと思います。

○議長（土居英昭） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第64号は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第64号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第2 議案第65号 砥部町道路線の認定について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第2議案第65号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 議案第65号砥部町道路線の認定についてご説明をいたします。次のとおり町道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。認定する路線名、町道石山線。起点及び終点、砥部町満穂15番3地先から満穂15番1地先まで。提案理由といたしまして、町道石山線については県道上尾峠久万線の区域変更に伴い町道として編入するため提案するものでございます。なお別紙の参考資料を見ていただけたらと思います。場所でございますが、位置図の左端が上から下に国道379号が通っております。位置図の右下が満穂の集落でございます。赤く着色しているところが今回町道認定をお願いするところでございます。延長61m、幅員道路敷5mから15.9m。これは県道の道路改良によりまして、ショートカットされた部分の町道認定でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第65号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第65号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。



### 日程第3 議案第66号 砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第3議案第66号砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡生活環境課長。

○生活環境課長（東岡秀樹） 議案第66号砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例を次のように定めるものでございます。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。本条例でございませぬが、平成23年4月1日から砥部町公共下水道事業に地方公営企業法に基づきます公営企業会計方式を導入することによりまして、経営状況、財政状況を明確にし、経営の効率化・健全化を図ろうとするために制定をするものでございます。それでは条文についてご説明申し上げます。まず第1条でございませぬが、趣旨の規定でございませぬが、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定により、砥部町公共下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものでございます。第2条でございませぬが、砥部町公共下水道事業を設置する規定でございませぬ。第3条は地方公営企業法に基づきまして、公共下水道事業に財務規定等を適用する規定でございませぬ。第4条は経営の基本についての規定でございませぬが、第1項で常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならないと記載しております。第2項は公共下水道事業の規模をご覧のように規定をいたしておるものでございます。第5条でございませぬが、重要な資産の取得及び処分の規定でございませぬが、地方公営企業法施行令の第26条の3で規定をされておる基準といたしまして、予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が1件700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡といたしまして、土地の取得については5千㎡以上としているものでございます。次のページをお願いいたします。議会の同意を必要とする賠償責任の免除規定でございませぬが、地方自治法第243条の2

第3項及び第8項の規定に基づく賠償責任にかかる賠償額が100万円を超える場合は議会の同意を得なければならないことといたしておるものでございます。第7条は議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等についての規定でございまして、町水道事業と同様といたしております。その金額又は目的物の価格が200万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとするものでございます。第8条でございしますが、業務状況報告書の作成の規定でございまして、毎事業年度の業務の状況を説明する書類である業務状況報告書を12月と6月に作成しなければならないことといたしております。そして第2項ではご覧のような事項を記載いたしておりまして、業務の動向及び財政事情を明らかにすることといたしておるものでございます。附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。提案理由でございしますが、砥部町公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用するため提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第66号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第66号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第4 議案第67号 砥部町特別会計条例の一部改正について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第4議案第67号砥部町特別会計条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡生活環境課長。

○生活環境課長（東岡秀樹） 議案第67号砥部町特別会計条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。新旧対照表の方でご説明をさせていただいたと思います。現行におきましては第6号に砥部町公共下水道特別会計を規定いたしておりますが、改正案では第6号を削るものでございます。議案書の方にお戻りいただいたらと思います。附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。提案理由でございしますが、地方公

営企業法の財務規定を適用することで、公共下水道特別会計は地方公営企業法に基づき設置することになり、条例で定める必要がなくなったため、提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第67号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第67号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第5 議案第68号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第5議案第68号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第68号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について。外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、国の例に準じて、外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員に支給する給与の支給割合を改定する等所要の改正をするため、提案をするものである。内容につきましては、資料新旧対照表の方を見ていただけたらと思います。第4条で一般派遣職員の給与を6月定例議会で制定した条例で決めておりましたが、その中で、100分の70を支給するという基準を設けておりました。そうしますと、派遣先の報酬と町から支給される給与と両方を足しますと、外務公務員を上回る場合が想定されると。そのことによりまして、今回の改正では70より下でも、派遣先の報酬が多い場合でしたら、70より下でも支給できるというふうな、100分の100以内を支給するというふうな改正するものでございます。本文の方に戻りまして、附則としまして、この条例は、平成23年1月1日から施行する。以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

たします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） この派遣先の場合にこの給与がこちらよりも多い場合、100分の70を超えた場合、多くなる場合もありうるということで、100以下ということでございますが、派遣先によってその元より多くなってもいいんじゃないかという気はちょっとしておるんですが、その辺いかがですか。

○議長（土居英昭） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。この件につきましては、国の人事院規則の改正がございまして、派遣された職員が国の外務公務員のもらっておる給与をそういった場合超すということで、その調整を国が加えたということでございます。言われるように多い場合はいいんじゃないかということのご意見ですが、やはり、国としては外務公務員の給与を上回るというのはよろしくないと判断したものだと考えられます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 他にございませんか。井上洋一君。

○12番（井上洋一） その派遣先の業務実態に応じてね、オーバーする場合もありうるということで、私はそんなに問題があるとは思えないんですが、やはり今課長が言われたように、国の方の決め方で右へならえということだろうと思いますが、その業務実態でケースバイケースということで、現実にはこういうことはそんなに起こらないだろうと私は思うんですが、その辺はその回数も含めて、実態はどんなですか。

○議長（土居英昭） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 井上議員のご質問にお答えします。実態ということでございますが、具体的な事例については報告されておられませんので把握しておりません。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。13番、中村茂君。

○13番（中村茂） 派遣のことについてでございますけれども、現在町職員の方で、海外に出てみよう、そういう元気のある人がいらっしゃるか、現在ですね。また今後も出る可能性あるかについてちょっと一言状況についてお知らせください。

○議長（土居英昭） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 中村議員さんのご質問にお答えします。6月に制定しました条例で、派遣の希望がある場合は申し出るようになっておりますが、現在のところそういった申し出はございません。今後ということですが、なかなか職員も減ってきておりますし、なかなかそういった派遣することも現時点ではなかなか難しい状況ではないかと思っております。

○議長（土居英昭） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第68号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いを。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第68号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第6 議案第69号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第6議案第69号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 議案第69号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。今回の非常勤の特別職につきましては、別表中広域隣保活動相談員の次に、外国語指導助手、月額でございますが、33万円を加えるものでございます。附則としまして、この条例は、平成23年4月1日から施行する。提案理由でございますが、外国語指導助手の雇用につきましては、現在民間業者に委託して派遣を受けております。この方法につきましては、労働者派遣法に接触する恐れがあるという、国や県からのご指導がありましたので、そこで今回雇用形態を変更し、特別職の非常勤嘱託員として、直接雇用するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第69号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いを。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第69号は、総務文教常任委員会に付

託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第7 議案第70号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(土居英昭) 日程第7議案第70号砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(藤田正純) 議案第70号砥部町立社会体育施設条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。砥部町立社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。新旧対照表の方を見ていただいたらと思います。現行で、施設の名称及び位置で砥部町武道館、砥部町大南705番地とあります。これを削るものでございまして、また別表の方で使用料を定めておりますが、この項目につきましても削るものでございます。議案書の方に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、平成23年2月1日から施行する。提案理由でございますが、坂村真民記念館建設に伴いまして、砥部町武道館を解体し、財産処分するため提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(土居英昭) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。1番、佐々木隆雄君。

○1番(佐々木隆雄) 現在使用中のいろんな団体がありますが、もうこの2月1日から使用できないというふうになるわけですか。

○議長(土居英昭) 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(藤田正純) 佐々木議員のご質問にお答えいたします。現在6団体の方がご使用をされておりますが、建物の近くにごございます老人福祉センターの2階を現在改修中ですので、そちらの方をご利用していただくのと、また、中央公民館の4階の軽運動室等もご利用いただく予定にしておりますので、予定通り2月から変えるものでございます。以上でございます。

○議長(土居英昭) 他にございませんか。1番、佐々木隆雄君。

○1番(佐々木隆雄) ちょっと関連しますが、その6団体のそれぞれの皆さんとはもう円満な解決と言いますか、ことになっているのでしょうか。

○議長(土居英昭) 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(藤田正純) 佐々木議員のご質問にお答えいたします。各団体との事前の交渉につきましては、総務課の方で担当いたしておりますが、円満に解決したと聞いてお

ります。以上でございます。

○議長（土居英昭） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第70号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第70号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

### 日程第8 議案第71号 砥部町消防団条例の一部改正について

#### （説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（土居英昭） 日程第8議案第71号砥部町消防団条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第71号砥部町消防団条例の一部改正について。砥部町消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、特別職の職員で非常勤のものである消防団員の費用弁償についてその他の特別職の職員で非常勤のものとの均衡を図るため、提案するものでございます。内容としましては、現在消防団の報酬、費用弁償につきましては、砥部町職員の旅費に関する条例を準用するというふうな内容になっております。そのことによりまして、現在砥部町の職員の旅費につきましては、松山管内と言いますか、松山地方局管内の旅費については、宿泊した場合に限り支給するというような規定がございまして、支出がございません。非常勤特別職の部分になりますと、2項として2分の1に相当する額を支給するというふうになっております。今回消防団員の皆さんも非常勤特別職ということでございますので、均衡を図るために改正するものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第71号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第71号は、総務文教常任委員会に付

託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第9 議案第72号 平成22年度砥部町一般会計補正予算(第3号)

日程第10 議案第73号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第74号 平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第75号 平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第76号 平成22年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第77号 平成22年度砥部町水道事業会計補正予算(第1号)

(説明、質疑、各常任委員会付託)

○議長(土居英昭) 日程第9議案第72号から日程14議案第77号までの平成22年度補正予算に関する6件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 議案第72号から77号の6件の補正予算について、私の方からご説明申し上げます。なお、各会計の補正内容についてはお手元の資料、議案概要の5ページ以降にまとめております。既にご覧いただいていると思いますので、私の方からは概要のみの説明とさせていただきます。それではまず一般会計の補正予算書1ページをお開きください。議案第72号平成22年度砥部町の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。第1条としまして、歳入歳出それぞれ1億2,111万5千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ64億1,413万2千円とするものでございます。第2条として、地方債補正を行っております。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。まず全体的なところですが、今回人件費の補正を行っております。全体で561万9千円の減額となっております。内訳について若干説明を加えさせていただきます。補正予算書の38ページをご覧ください。1の表特別職のところでございますが、比較のところ、共済費が14万1千円増額となります。次に一般職でございますが、2のところでございます。給与関係は減額となりまして、共済費が255万6千円増額。合計814万7千円の減額でございます。その職員の手当についてでございますが、その下の職員手当の内訳のところをご覧ください。その中でも、期末勤勉手当合わせて1,192万円の減額でございます。それから、時間外勤務手当につきましては、512万8千円の増額をいたしております。以上のような内容でございます。3ページの方にお戻りください。3ページをお願いいたします。個々の補正の内容でございますが、歳出補正は今申しましたように人件費補正を含めて1億2,111万5千円の増額補正でございます。主なものとしては、2款総務費1,667万3千円の増額でございますが、この中には真民記念

館関係経費 878 万円の増額分が含まれてございます。それから、1つ飛ばしまして4款衛生費の方でございますが、1,085万9千円を増額いたしております。予防接種関係の委託費 527 万円の増額。太陽光発電システム設置補助金 875 万円の増額補正を組み込んでおります。それから、9款の消防費でございますが、8,324万2千円の増で、砥部消防署の用地関係取得費 7,903 万円を計上してございます。これらの財源でございますが、2ページの方をご覧ください。国・県の支出金が 441万2千円。それと地方債を 9,190 万円入れております。一般財源としまして、9款の地方交付税の普通交付税を 2,480万3千円充当しております。続いて4ページをご覧ください。地方債補正でございますが、合併特例債の限度額を 8,520 万円増額いたしまして1億3,270 万円。過疎債の限度額を 670 万円増額いたしまして 870 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は変わりございません。一般会計につきましては以上でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計補正予算書に移ります。国保補正予算（第3号）の1ページをお開きください。議案第73号平成22年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。第1条としまして、直営診療施設勘定を歳入歳出それぞれ 13 万円増額し、歳入歳出それぞれ 1億1,472万8千円とするものでございます。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。これにつきましては、診療所職員の人件費分の増額でございます。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、介護保険事業でございますが、お手元の介護保険事業特別会計補正予算書をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第74号平成22年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条としまして、保険事業勘定は歳入歳出それぞれ 75 万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ 17億7,185万4千円とするものでございます。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。3ページの方をお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費で認定調査員臨時雇用賃金を 75 万円増額しております。この財源は、一般会計からの繰入金を予定しております。2款保険給付費と4款地域支援事業費でございますが、事業費の見込みを見直し、款内のそれぞれの事業を増減しております。全体の枠には変わりはないので、プラスマイナスは0でございます。介護保険事業特別会計については以上でございます。

続きまして、公共下水道特別会計の方に移らせていただきます。公共下水道特別会計補正予算第2号の1ページをお願いいたします。議案第75号平成22年度砥部町の公共下水道特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1条としまして、歳入歳出それぞれ 54万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ 10億1,788万4千円とするものでございます。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。1款の公共下

水道事業費、ここに54万3千円を追加するものでございます。この中には浄化センターの落成記念式典費用などの追加と、人件費58万1千円のマイナス分が含まれてございます。財源は2ページにございますが、一般会計からの繰入金43万9千円を減額し、雑入としてこれは一般会計からの工事負担分でございますが、98万2千円を増額してございます。以上のような内容になってございます。

続きまして、浄化槽特別会計補正予算に移らさせていただきます。お手元の浄化槽特別会計補正予算第1号の1ページをお開きください。議案第76号平成22年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条としまして、歳入歳出それぞれ47万2千円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ1億1,967万3千円とするものでございます。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。これにつきましては人件費分の減額でございます。説明について以上で終わらせていただきます。

最後に、水道事業会計補正予算をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第77号第1条としまして、平成22年度砥部町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第2条としまして、収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず収入でございますが、上水道事業収益の営業収益を28万円減額いたします。収入合計を3億2,857万5千円とするものでございます。支出でございますが、1款の上水道事業費用の営業費用を86万8千円減額するものでございます。支出合計は3億2,171万7千円となります。第3条として予算第4条本文括弧中「不足する額1億9,415万2千円」を「不足する額1億9,405万9千円」に改め、「過年度分の損益勘定留保資金1億8,915万2千円」を「過年度分損益勘定留保資金1億8,905万9千円」に改めるものでございます。続いて資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。支出でございますが、第1款上水道資本的支出建設改良費を9万3千円減額し、支出の合計を1億9,541万円とするものでございます。2ページの方へお移りください。第4条として第7条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与を148万6千円減額し、4,966万5千円とするものでございます。平成22年12月7日提出、砥部町長中村剛志。以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。14番、中島博志。

○14番（中島博志） 1点だけお聞かせ願いたいと思います。商工費の中で峡の館費、備品購入費651万ですかね。これ過疎対策事業債を使って備品購入ということなんでしょうけど、このPOSシステムですかね、これに関してちょっとお尋ねしたいんですけど、このPOSシステム、前回、5、6年前にこれ導入したんだらうと僕は思うんですけど、その機械の入れ

替えというか、その部分でしょうかね。

○議長（土居英昭） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 中島議員さんのご質問にお答えします。この650万のPOSシステムの管理ということでございますが、平成16年から6年間リースとして販売から管理、当然納入からということで峽の館の方のPOSシステムということで、導入しておりましたけれど、それから6年間使用しましたが、故障などいつどういう状態になるかわからないということで、今後過疎債を使って新たにということでやり替えるものでございます。以上回答とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 14番、中島博志。

○14番（中島博志） 6年前に、6年経ったということで、入れ替えるということなんでしょうけど、確か前回導入した際には400万ほどじゃなかったかなと思うんですけど、この200万余りの増額というのは、他に何かあるのでしょうか。

○議長（土居英昭） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 中島議員さんのご質問にお答えします。今現在2社から見積りを取ってその平均ということでございます。入札によって執行した時にはということになりますので、今後その部分につきましては、十分内容・仕様書等を見てですね、判断したいと思っております。

○議長（土居英昭） 14番、中島博志。

○14番（中島博志） 入札減もありうるということでしょうけど、このPOSシステム、新しく導入するにあたってですね、やはりその生産者との連携の中で、新たなシステムの組み入れはしないんですか。その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（土居英昭） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 中島議員さんのご質問にお答えします。今現在の納入量とその農家戸数等を勘案しましても、新たにというバージョンアップ的な要因的なものについては、このPOSシステムについては最低レベルが逆に高すぎて、本来もう少し簡素化したレベルの部分で戸数関係管理はできると思うんですけども、そういうPOSシステムがございません。みんな全体的にレベルが高くて、千戸に千戸というような納入とかいう形のものでいっておりますので、その点自動的に高い方にいってしまうというバージョンアップじゃなくてそういう状態の方で、新たなシステムアップという形のものはありません。

○議長（土居英昭） 他にございませんか。16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 極めて不安でございますけれど、素朴な意見でございますのでお尋ねをしてみたいと思います。ページ数で言うたら一般会計の17ページですかね、旧の劔南館の

解体についてお尋ねをしたいんですが、解体する場合に私も含めまして中の部品、将来に使える、再利用できるもんもございしますが、その場合、財政課長、業者に先言うのでしょうか。私は町へ、今こういう時代ですから、これはなんぼぐらいで欲しいんですというふうに申し出て、するのか、壊してしまつたらもう終わりなんですよね。そこらあたりどうあれするのか、仮に私は頂こうと思いますよ。買ってでもいただきたいと思うんですが、そこらの判断、あれ議員じゃけん木ただで取りよるじゃの言われるのは嫌ですからね。やっぱりひとつそこらあたりは希望者があればあれするとかいう方法をお考えでしょうかね。総務課長でもいいですよ。

○議長（土居英昭） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 三谷議員さんのご質問にお答えします。解体となる前に部品を取りたいというような内容かと思いますが、仕切りの多い建物の中であればある程度場所によればそういったことも可能かとは思いますが、天井が高いというところで、屋根の上だけ、屋根の部分の大きな木とかいうふうになりますと、これ解体業者がそこまでして取ってくれるかという問題が発生しようと思います。個人でやって取ってもいいということになるとかなり足場組んで、かなりのことをしないとたぶん取れないと思います。そういった部分で例えば、戸みたいなものとか、簡単に外せられるようなものであればそういったことも可能かとは思いますが、そういったお話しが多いようでしたら検討したいと考えております。

○議長（土居英昭） 16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 何人になるかわかりませんが、一応公募をさせていただいてですね、じゃないと私が取って帰りよると、あれ議員じゃけん取って帰りよるような誤解をこうむつてもいけませんから、公募して、おるかおらんかわかりません。おることは間違いありませんから、ひとつそこらあたりも考えていただいて、工事代でございしますので、10万でも20万でも入るような、やっぱり、ここは考えていただきたいと思います。以上。

○議長（土居英昭） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第72号から議案第77号までの平成22年度補正予算に関する6件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第72号から議案第77号までの平成22年度補正予算に関する6件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 10時25分 散会

平成22年第4回定例会（第3日） 会議録

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                                                      | 平成22年12月15日                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 招集場所                                                       | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 開 会                                                        | 平成22年12月15日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 出席議員                                                       | 1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司<br>4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之<br>7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一<br>13 番 中村茂        14 番 中島博志     15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                  |  |
| 欠席議員                                                       | なし                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏 名 | 町 長            中村 剛志      副町長          佐川 秀紀<br>教 育 長        佐野 弘明      総務課長        原田 公夫<br>企画財政課長   松下 行吉      戸籍税務課長   日浦 昭二<br>会計管理者     武智 充吉      教育委員会事務局長 藤田 正純<br>介護福祉課長   辻 充則        保険健康課長   大野 哲郎<br>産業建設課長   萬代 喜正      生活環境課長   東岡 秀樹<br>広田支所長     丸本 正和 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                         | 議会事務局長 正岡 修平                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 傍聴者                                                        | 1名                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |

平成22年第4回砥部町議会定例会議事日程 第3日

- 日程第1 議案第64号 砥部町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第2 議案第65号 砥部町道路線の認定について
- 日程第3 議案第66号 砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第67号 砥部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第5 議案第68号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第69号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第70号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について
- 日程第8 議案第71号 砥部町消防団条例の一部改正について
- 日程第9 議案第72号 平成22年度砥部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第73号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第74号 平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第75号 平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第76号 平成22年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第77号 平成22年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 平成21年請願第4号 労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願について

日程第16 同意第 1号 砥部町固定資産評価委員会委員の選任について

日程第17 同意第 2号 砥部町固定資産評価委員会委員の選任について

日程第18 同意第 3号 砥部町固定資産評価委員会委員の選任について

日程第19 同意第 4号 砥部町固定資産評価委員会委員の選任について

日程第20 同意第 5号 砥部町教育委員会委員の任命について

日程第21 発議第 5号 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を  
求める意見書提出について

追加日程第1 発議第6号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に関する意見書  
提出について

平成22年第4回砥部町議会定例会

平成22年12月15日(水)

午前9時30分開会

○議長(土居英昭) 現在の出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第64号 砥部町過疎地域自立促進計画の策定について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(土居英昭) 日程第1議案第64号砥部町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。12月7日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第64号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第64号砥部町過疎地域自立促進計画の策定については、過疎地域自立特別措置法が6年延長されることに合わせ、本町の過疎地域である広田地区において、総合的・計画的な対策を実施し、地域の自立促進及び地域格差を是正することを目的に定めるもので、基本的な事項の他に、産業の振興、交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保に関し、現状と問題点、その対策、事業計画が、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備に関し、現状と問題点及びその対策が定められています。計画の期間は、平成22年度から平成27年度の6カ年であり、今後この計画に基づき、個々の事業が行なわれることとなります。計画案の内容は適当と認められ、よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(土居英昭) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(土居英昭) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(土居英昭) 討論なしと認めます。

議案第64号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号砥部町過疎地域自立促進計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。計画書（案）の（案）の字を削除してください。

~~~~~  
日程第2 議案第65号 砥部町道路線の認定について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第2議案第65号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。12月7日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第65号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第65号砥部町道路線の認定については、満穂15番3地先から満穂15番1地先までの61mを町道石山線として町道に編入するものでありますが、これは県道上尾峠久万線の改良により、ショートカットされた元の県道部分を町道として編入するものであります。よって町道路線の認定は適正と認められ、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。以上。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第65号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号砥部町道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第3 議案第66号 砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定に  
ついて  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第3議案第66号砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。12月7日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第66号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第66号砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定については、砥部町公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用するため必要な事項を定めるもので、条例の趣旨、砥部町公共下水道事業設置の目的、地方公営企業法の財務規定等の適用に関する事項、経営の基本に関する事項、重要な資産の取得及び処分に関する事項、その他必要事項が適正に定められ、平成23年4月1日から施行することとしています。よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第66号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第67号 砥部町特別会計条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第4議案第67号砥部町特別会計条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。12月7日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第67号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第67号砥部町特別会計条例の一部改正については、砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、公共下水道事業の会計は、地方公営企業法の財務規定が適用され

ることとなり、町の特別会計条例で定める必要がなくなるため改正するもので、本則から「第6号砥部町公共下水道特別会計」が削られています。よって、議案第67号は適正な改正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第67号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号砥部町特別会計条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第68号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する 条例の一部改正について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第5議案第68号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月7日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第68号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第68号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正については、一般の派遣職員の給与の規定を国の例に準じるよう改正するもので、第4条第1項及び第2項、第7条において適正な改正がなされています。よって議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第68号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第69号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第6議案第69号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月7日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第69号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第69号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、現在民間派遣会社に委託している外国語指導助手を、嘱託員として任用するため改正するもので、別表中に外国語指導助手月額報酬額33万円を加えています。改正内容は適切と認められ、よって議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第69号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第69号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第70号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第7議案第70号砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月7日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第70号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第70号砥部町立社会体育施設条例の一部改正については、坂村真民記念館建設に伴い、砥部町武道館を解体し財産処分するため改正するものであります。第2条の表及び別表の砥部武道館の項を削っています。また、この条例は平成23年2月1日から施行されます。よって、議案第70号は適切な改正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 質問いたします。12月7日にこの本会議で説明があつて、私も質問いたしました。現在6団体が使用しているということで、会議終了後、その6団体の名簿をいただきました。この名簿の中に2団体有料の団体があります。この有料の2団体について、現在工事を始めております老人福祉センター、あちらの2階を使うというふうなことになっているのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（土居英昭） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） 佐々木議員にお答えしたいと思います。現在ご承知のように武道館において6団体が使用しておりますが、スポーツ少年団として3団体、それから、保険健康課が主催しますストレッチ教室、また、体協が行いますシャッフルボード、また、中国の武術という6団体が使用されています。現段階では、金額等負担額そのままの規定のまま移行する予定であります。以上で報告を終わります。

○議長（土居英昭） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） この2団体もそのまま移行するというございですが、そうすると例えば今回この体育施設ということで武道館削除するというふうになっておりますが、新た

な、何と言いますか、移行先は、体育施設にはならないのかどうか、もし、体育施設になるのであれば、条例のところで、新たにそちらのセンターの名称が入らないと、整合性がとれないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土居英昭） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） お答えします。先ほども言いましたようにスポーツ団体、料金規定につきましては、現状のまま移行するというところでございますが、条例に関しましては、今後の問題かと思えます。その内容につきましては、詳しく教育委員会事務局長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） 辻介護福祉課長。

○介護福祉課長（辻充則） ただ今総務文教常任委員長さんの方から教育長さんというふうな回答の指定がございましたけれども、今回、佐々木議員さんのご質問の老人福祉センターにつきましては、私どもが主管する老人福祉施設として管理いたしております。その中で、利用につきましては、私どもにおきましては、老人福祉施設使用条例というものを定めております。その中で、社会福祉の向上ということにつきましては、また、その他町長が認める場合といった場合につきましては、減免規定が定められております。今後、先ほどのご質問の中にごございました3スポーツ少年団、また、中国武術とかシャッフルボードにつきましては、有料としておったようですが、私どもにおきましても、今後の利用に際しましては、今までどおりの料金を納めていただいて使用していただくというふうに考えております。以上で佐々木議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[挙手者あり]

○議長（土居英昭） まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 先ほどいくつか質問もさせていただきました。やや納得できない部分もありますが、一つは、やはりこの坂村真民記念館の建設について十分に議論がされていないのではないかというふうなことをまず私は感じております。特に、建設計画の中でいくつか出てまいりましたが、運営計画、特に今後の収支計画等については、まったくと言っていいくらい不明なままでございます。年間で1,400万円の費用負担が出てくるというふうなことは出ておりましたが、例えば、入場料をどれ位にしてくださいとかということも含めて十分になっていないと。そんな中で、解体工事だけが先に進んでいるというふうなことに、非常に不安を覚えるわけでございます。そういうことで、併せて、町民の中にもすでにこの取り壊しについて、反対をしようというふうな署名活動なんかも進んでおりますが、そういう状況も踏まえて、もう

少し検討が必要かなというふうに思います。町民のやはり声を少し聞く中で、最終的な結論を出してもいいんじゃないかというふうに思いますので、現時点では、私はこの第70号の砥部町立社会体育施設条例の一部改正については反対をいたします。以上です。

○議長（土居英昭） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。6番、山口元之君。

○6番（山口元之） 私は、坂村真民記念館建設のための町の財産処分の条例の変更でございますので、委員長の報告のとおり賛成いたします。

○議長（土居英昭） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

議案第70号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立13人]

○議長（土居英昭） ありがとうございます。ご着席ください。起立多数と認めます。議案第70号砥部町立社会体育施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第8 議案第71号 砥部町消防団条例の一部改正について

##### （総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第8議案第71号砥部町消防団条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月7日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第71号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第71号砥部町消防団条例の一部改正については、消防団員の費用弁償について、他の特別職の職員で非常勤のものとの均衡を図るため改正するものであります。15条第3項において、旅費の支給に関し、砥部町職員の旅費に関する条例を準用する規定から砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる規定に改められています。これにより、消防団員の松山管内の出張等について、2分の1の額の日当が支給されるようになります。改正内容は適切と認められ、よって、議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第71号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第71号砥部町消防団条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第72号 平成22年度砥部町一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第73号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）

日程第11 議案第74号 平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）

日程第12 議案第75号 平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算  
（第2号）

日程第13 議案第76号 平成22年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第77号 平成22年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）  
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第9議案第72号から日程第14議案第77号までの平成22年度補正予算に関する6件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。12月7日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。始めに、議案第72号砥部町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に所管する主な項目については、衛生費では、一般家庭用太陽光発電システム50件分の設置補助金875万円を増額し、松山衛生事務組合負担金を起債償還の終了により762万2千円減額しています。農林水産業費では、県営砥部地区かんがい排水事業償還金の特別助成金など土地改良事業関係の補助・負担金448万5千円、ふるさと生活館のガス給湯器取替のための修繕料26万5千円、地上デジタル波難視聴解消のための自主共聴施設改修に伴うこぶしの家に係る神の森テレビ組合への負担金3万7千円増額を、商工費では、陶芸作業場他3施設の神の森テレビ組合への負担金22万2千円、観光パンフレットの増刷費45万7千円、陶祖ヶ丘整備のための陶板104枚の作成費及び整備工事費260万8千円、峡の館で使用しているPOSシステム

を更改するための経費651万円を増額しています。今回更改するシステムでは、売上数を生産者に携帯メールで知らせるなどのバージョンアップが図られています。土木費では、公共下水道工事に伴う町道高尾田宮内線の舗装補修工事に関する道路管理者負担分としての負担金98万2千円を増額し、公共下水道特別会計への繰出金43万9千円を減額しています。その他関係科目の人件費補正を行っています。

次に、議案第75号平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第2号)については、事業費関係で、浄化センターの落成記念式典費用26万6千円、町道高尾田宮内線の舗装補修工事費98万2千円を増額し、施設管理関係で浄化センター施設の供用開始までの管理費用5万8千円を増額しています。その他人件費58万1千円を減額しています。歳入は、一般会計繰入金、雑入で調整しています。

次に、議案第76号平成22年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第1号)については、人件費47万2千円の減額で、歳入は、繰越金で調整しています。

次に、議案第77号平成22年度砥部町水道事業会計補正予算(第1号)については、収益的支出、上水道事業費用で、旧川井ポンプ場の分筆登記及び鑑定料52万5千円を増額し、その他関係科目の人件費148万6千円を減額しています。収入は、営業収益28万円の減額及び過年度分損益勘定留保資金での補てん額を9万3千円減額しています。

いずれも適切な補正がなされており、議案第72号、75号、76号、77号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長(土居英昭) 栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(栗林政伸) ご報告申し上げます。12月7日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました補正予算3件について審査の結果をご報告申し上げます。始めに、議案第72号平成22年度砥部町一般会計補正予算(第3号)のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、民生費では、老人福祉費関係で、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金として、町内3箇所のグループホームが、スプリンクラーや自動火災報知設備を整備することに対する補助金384万6千円を増額し、国民健康保険関係で、国民健康保険特別会計への繰出金11万6千円の増額、介護保険関係で、介護保険特別会計への繰出金75万円の増額、児童福祉費関係で、職員の配置替えにより、子育て支援事業の臨時雇賃金1名分196万4千円を減額し、ファミリーサポートセンター事業の来年6月開始に向けての準備のための経費12万7千円、広田保育所の雨どい修繕費27万6千円、宮内保育所の保育室空調機取替工事費75万3千円、母子家庭医療費助成事業費140万8千円を増額しています。衛生費では、予防費で、乳幼児・学童予防接種委託料527万円の増額を行なっています。これは、日本脳炎予防接種の新たなワクチンが開発され、平成22年度から接種を積極的に進めることになった

ため、接種者が増加したことによるものです。その他関係科目の人件費補正がなされています。

次に、議案第73号平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、直営診療施設勘定で、人件費13万円を増額しており、歳入は、一般会計繰入金と繰越金を増額しています。

次に、議案第74号平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、保険事業勘定で、認定調査件数増加に伴う調査員臨時雇い賃金75万円を増額し、保険給付費、地域支援事業費の各事業費の組み替えを行なっています。歳入は、一般会計繰入金でまかっています。

いずれも、適正な補正がなされており、補正予算3件については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました補正予算について審査の結果をご報告申し上げます。議案第72号平成22年度砥部町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、総務費で、客区の有線放送設備更新補助金11万6千円、ブロードバンド未整備地域世帯に貸与するためのインターネット接続機15機の購入費450万円、地上デジタル放送難視聴解消支援事業補助金13万6千円を増額、坂村真民生誕100年記念事業費として、記念館建設のための町武道館解体工事費776万円、作品データ入力のための臨時雇賃金不足額11万1千円、その他関係費用97万6千円を増額、税務事務のための臨時雇1名分賃金74万6千円を増額、消防費で、砥部消防署建設用地購入関係費用7,903万9千円、組合運営負担金407万7千円、合計8,311万6千円の伊予消防等事務組合負担金増額、消防施設費経常修繕費等12万6千円を増額、教育費で、食育をテーマとした研修会経費29万6千円、沖縄との文化交流事業として開催する琉球民族舞踏と三線演奏会費用60万9千円、陶街道ゆとり公園体育館に配置しているルームランナー2台の故障による入れ替え費用140万5千円を増額し、その他関係科目の人件費補正を行なっています。歳入については、地方交付税2,480万3千円、国庫支出金370万8千円、県支出金70万4千円、町債9,190万円を増額しています。また、町債9,190万円の増額に伴い、合併特例事業債の限度額を8,520万円増額、過疎対策事業債の限度額を670万円増額する地方債補正が行なわれています。以上、議案第72号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第72号平成22年度砥部町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[挙手者あり]

○議長（土居英昭） まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 佐々木です。先ほどの第70号でも触れましたので、簡単に反対の討論をさせていただきます。私は、この坂村真民記念館建設に関連して、総務費のところで750万円余りの解体工事費が計上されておりますが、先ほども申しましたように、もう少し時間をかけて検討してほしいというふうな立場から、反対をするものであります。以上です。

○議長（土居英昭） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。6番、山口元之君。

○6番（山口元之） 賛成討論をいたします。あくまでも坂村真民記念館の建設のための財産処分のための費用でございますので、委員長の報告どおり賛成をいたします。

○議長（土居英昭） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

議案第72号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立13人]

○議長（土居英昭） 起立多数と認めます。ご着席ください。議案第72号平成22年度砥部町一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第73号平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第73号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第73号平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第74号平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第74号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第74号平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第75号平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第75号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第75号平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第76号平成22年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第76号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第76号平成22年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第77号平成22年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第77号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第77号平成22年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 平成21年請願第4号 労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の  
提出を求める請願について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第15平成21年請願第4号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました平成21年請願第4号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願について審査の結果をご報告申し上げます。本請願については、昨年第4回定例会以後、継続審査となっているところでありますが、労働者派遣法の改正に関する国会審議は、依然として進んでいない状態でありますので、もうしばらく状況を見て、検討する必要があります。よって、平成21年請願第4号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

平成21年請願第4号の採決を行います。平成21年請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、平成21年請願第4号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催したいと思います。

午前10時20分 休憩

午前11時00分 再開

日程第16 同意第1号 砥部町固定資産評価委員会委員の選任について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 再開します。日程第16同意第1号砥部町固定資産評価委員会委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 同意第1号砥部町固定資産評価委員会委員の選任について。次の者を固定資産評価委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。平成22年12月15日提出、砥部町長中村剛志。住所、伊予郡砥部町大南749番地。氏名、平岡篤。生年月日、昭和24年7月2日。提案理由。山田一成委員は、平成23年2月15日をもって任期が満了するので、後任の委員を選任するため、提案するものである。よろしくお願ひします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

同意第1号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって同意第1号砥部町固定資産評価委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第17 同意第2号 砥部町固定資産評価委員会委員の選任について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第17同意第2号砥部町固定資産評価委員会委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 同意第2号砥部町固定資産評価委員会委員の選任について。次の者を固定資産評価委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。平成22年12月15日提出、砥部町長中村剛志。住所、伊予郡砥部町宮内784番地。氏名、中村成士。生年月日、昭和28年10月7日。提案理由。竹内信也委員は、平成23年2月15日をもって任期が満了するので、後任の委員を選任するため、提案す

るものである。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

同意第2号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって同意第2号砥部町固定資産評価委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第18 同意第3号 砥部町固定資産評価委員会委員の選任について

##### (説明、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第18同意第3号砥部町固定資産評価委員会委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 同意第3号砥部町固定資産評価委員会委員の選任について。次の者を固定資産評価委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。平成22年12月15日提出、砥部町長中村剛志。住所、伊予郡砥部町原町148番地。氏名、徳野重友。生年月日、昭和25年7月31日。提案理由。徳野重友委員は、平成23年2月15日をもって任期が満了するので、後任の委員を選任するため、提案するものである。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

同意第3号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって同意第3号砥部町固定資産評価委員会委員

の選任については、同意することに決定しました。

~~~~~

**日程第19 同意第4号 砥部町固定資産評価委員会委員の選任について**

**(提出者の説明、質疑、討論、採決)**

○議長（土居英昭） 日程第19同意第4号砥部町固定資産評価委員会委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 同意第4号砥部町固定資産評価委員会委員の選任について。次の者を固定資産評価委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。平成22年12月15日提出、砥部町長中村剛志。住所、伊予郡砥部町玉谷70番地。氏名、橋本敏彦。生年月日、昭和28年2月2日。提案理由。亀松岩雄委員は、平成23年2月15日をもって任期が満了するので、後任の委員を選任するため、提案するものである。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

同意第4号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって同意第4号砥部町固定資産評価委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

~~~~~

**日程第20 同意第5号 砥部町教育委員会委員の任命について**

**(説明、質疑、討論、採決)**

○議長（土居英昭） 日程第20同意第5号砥部町教育委員会委員の任命についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 同意第5号砥部町教育委員会委員の任命について。次の者を砥部町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成22年12月15日提出、砥部町長中村剛志。住所、

伊予郡砥部町高尾田1173番地29。氏名、廣瀬美和子。生年月日、昭和32年11月12日。提案理由。三好真人教育委員は、平成23年2月16日に任期が満了するので、その後任者を任命するため、提案するものである。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

同意第5号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって同意第5号砥部町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

~~~~~

日程第21 発議第5号 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を  
求める意見書提出について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第21発議第5号公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。井上議員。

○12番（井上洋一） 発議第5号、公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成22年12月15日提出。砥部町議会議長土居英昭様。提出者、井上洋一。賛成者、栗林政伸。賛成者、平岡文男。提案理由。現政権が進めている高速道路の原則無料化や、受益者負担を基本としない安価な料金設定は、鉄道やフェリー、バス等の交通網縮小につながる可能性が高く、自家用車を利用できない多くの交通弱者を生み出し、また、地方の道路整備に必要な予算が更に削減されることが予想される。よって、公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を国に求める意見書を提出するものである。

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書。政府は、当初、本年6月からの高速道路無料化社会実験にあわせて導入を予定していた新料金制度について、二転三転するその足並みの乱れから先送りし、まずは6月28日から来年3月末までの間、本県松

山以南を含む全国37路線50区間において、高速道路無料化社会実験を開始した。しかしながら、高速道路の原則無料化や受益者負担を基本としない安価な料金設定は、鉄道やフェリー、バス等との適切な役割分担を損ねるばかりでなく、これら交通事業者の経営悪化を招き、地域の交通網が縮小することとなり、その結果、自家用車を利用できない高齢者や学生等の交通弱者の移動手段が確保できなくなる恐れがある。さらには、地球温暖化対策にも完全に逆行するものであり、その整合性についてはおおいに疑義がある。このように多くの問題点を抱えているにもかかわらず、政府は、今後も高速道路の原則無料化を段階的に進めるとしているが、この政策が国策によることを考えれば、本来、総合的な交通体系の構築を前提とすべきであり、現政権が今回進めている高速道路料金政策によって影響を受ける鉄道やフェリー、バス等の公共交通機関に対しては、その維持・存続のために公的支援策を同時に講じるべきである。よって、国におかれては、平成23年度予算編成において公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築に向け、次の事項を実施されるよう強く要望する。記。1、公共交通機関の安定的な運営と高速道路料金引き下げの両立が可能となる総合的な交通体系の構築を図ること。2、高速道路と競合し影響を受ける鉄道やフェリー、バス等の公共交通機関に対しては、減収補填を含め、事業者の実情を踏まえた支援を講じること。3、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益剰余金については、国庫に返納させることなく、JR四国をはじめとするいわゆるJR三島会社及びJR貨物の財務基盤の安定化や収益基盤の強化のために有効活用すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年12月15日。愛媛県砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国家戦略担当大臣。以上です。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

発議第5号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、発議第5号公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書提出については可決されました。

おはかりします。ただ今栗林議員から発議第6号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に関する意見書提出についてが提出されました。この動議は、2人以上の賛成者がいますので成立しました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。



追加日程第1 発議第6号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に関する意見書  
提出について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 追加日程第1発議第6号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に関する意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。栗林議員。

○8番（栗林政伸） 発議第6号、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に関する意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成22年12月15日提出。砥部町議会議長土居英昭様。提出者、栗林政伸。賛成者、井上洋一。賛成者、平岡文男。提案理由。国は「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、TPP交渉の参加・不参加を先送りしたものの、関係国と協議を開始すると判断した。仮に関税が撤廃されることとなれば、本町農家への影響はもとより、農業と密接に結びついている食品加工や流通・販売、観光など関連する広範囲な産業にも波及していくことが予想され、より一層本町経済を冷え込ませることも懸念される。よって、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に関する意見書を提出するものである。

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に関する意見書。現在、我が国における他国との貿易をはじめとした連携は、これまで関税における農産物等の例外品目を設定することができる経済連携協定（EPA）のみであり、現在12カ国と締結または締結合意している。一方、TPPはこれまでのEPAとは性質が異なり、原則すべての関税撤廃を目指すハイレベルな協定であるほか、非関税障壁の撤廃や人的な交流の緩和まで幅広い分野での自由化交渉であり、特に米国や豪州などの農産物輸出大国が参加表明していることから、農業・農村への影響は非常に大きいと予想され、農林水産省によるとTPP参加による関税の完全撤廃により、国内の農業生産額は主要な品目だけで4.1兆円程度減少し、食料自給率は14%程度まで落ち込むとの試算もなされている。加えて、その影響は、農業と密接に結びついている食品加工や流通・販売、観光など関連する広範囲な産業にも波及していくことが予想され、現在も厳しい状況にある本町経済を一層冷え込ませることも懸念される。今回の方針では、日本農業の強化策を検討する「農業構造改革推進本部（仮称）」を設置することにはなっているものの、現下の我が国

農業の情勢は、高齢化等により、極めて厳しいものがあり、T P Pへの対応いかんでは、国内農業の疲弊と農村社会の崩壊を招き、将来に大きな禍根を残すことにつながるものと大変危惧するものである。よって、国におかれては、T P Pに関しては、下記事項を踏まえたより慎重な対応を行うよう強く要望する。記。1、T P Pへの対応については、国内の農業・農村に甚大な被害をもたらすのみならず、我が国の食料安全保障のあり方にも影響が及ぶ極めて重要な事柄であることから、今後の検討に際しては、国民に対し十分な説明責任を果たすとともに、国民からの意見聴取や国会での審議等を通じ国民の合意が得られるよう慎重を期すこと。2、国際貿易交渉に当たっては、食料の安定供給の確保、農業の持続的発展、農村の振興等に十分配慮するとともに、「多様な農業の共存」という基本理念を堅持し、「守るべきものは守る」というこれまでの政府の姿勢を貫徹すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年12月15日。愛媛県砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国家戦略担当大臣。以上。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

発議第6号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、発議第6号環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）に関する意見書提出については可決されました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、継続審査となっております請願など常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には終始熱心にご審議いただき、全議案をご議決くださいましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。会期中いただきましたご意見・ご提案につきましては、十分検討させていただき、これからの町政運営に反映できるよう、職員とともに努力してまいりたいと思います。また、現在進めております公共下水道事業、中学校改築事業、坂村真民記念館建設事業につきましては、順調に進んでおりますが、国におきましては、不安定な要素もたくさんあります。今後の政局を見誤ることがないように、行政運営をしていかなければならないと思っておりますので、議員の皆様のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。今年も余すところ16日となりました。年の瀬に向かいますますお忙しくなるものと思われませんが、くれぐれもお体をご自愛いただき、町政進展、地域発展にご活躍されますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居英昭） 以上をもって、平成22年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資 料

発議第5号

公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年12月15日 提出

砥部町議会議長 土居 英昭 様

提出者	井上 洋一
賛成者	栗林 政伸
〃	平岡 文男

提案理由

現政権が進めている高速道路の原則無料化や、受益者負担を基本としない安価な料金設定は、鉄道やフェリー、バス等の交通網縮小につながる可能性が高く、自家用車を利用できない多くの「交通弱者」を生み出し、また、地方の道路整備に必要な予算が更に削減されることが予想される。

よって、公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を国に求める意見書を提出するものである。

## 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書

政府は、当初、本年6月からの高速道路無料化社会実験にあわせて導入を予定していた新料金制度について、二転三転するその足並みの乱れから先送りし、まずは6月28日から来年3月末までの間、本県松山以南を含む全国37路線50区間において、高速道路無料化社会実験を開始した。

しかしながら、高速道路の原則無料化や受益者負担を基本としない安価な料金設定は、鉄道やフェリー、バス等との適切な役割分担を損ねるばかりでなく、これら交通事業者の経営悪化を招き、地域の交通網が縮小することとなり、その結果、自家用車を利用できない高齢者や学生等の交通弱者の移動手段が確保できなくなる恐れがある。さらには、地球温暖化対策にも完全に逆行するものであり、その整合性についてはおおいに疑義がある。

このように多くの問題点を抱えているにもかかわらず、政府は、今後も高速道路の原則無料化を段階的に進めるとしているが、この政策が国策によることを考えれば、本来、総合的な交通体系の構築を前提とすべきであり、現政権が今回進めている高速道路料金政策によって影響を受ける鉄道やフェリー、バス等の公共交通機関に対しては、その維持・存続のために公的支援策を同時に講じるべきである。

よって、国におかれては、平成23年度予算編成において公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築に向け、次の事項を実施されるよう強く要望する。

### 記

- 1 公共交通機関の安定的な運営と高速道路料金引き下げの両立が可能となる総合的な交通体系の構築を図ること。
- 2 高速道路と競合し影響を受ける鉄道やフェリー、バス等の公共交通機関に対しては、減収補填を含め、事業者の実情を踏まえた支援を講じること。
- 3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益剰余金については、国庫に返納させることなく、JR四国をはじめとするいわゆるJR三島会社及びJR貨物の財務基盤の安定化や収益基盤の強化のために有効活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

愛媛県砥部町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣  
国家戦略担当大臣

発議第6号

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に関する意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年12月15日 提出

砥部町議会議長 土居 英昭 様

提出者	栗林 政伸
賛成者	井上 洋一
〃	平岡 文男

提案理由

国は「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、TPP交渉の参加・不参加を先送りしたものの、関係国と協議を開始すると判断した。

仮に関税が撤廃されることとなれば、本町農家への影響はもとより、農業と密接に結びついている食品加工や流通・販売、観光など関連する広範囲な産業にも波及していくことが予想され、より一層本町経済を冷え込ませることも懸念される。

よって、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に関する意見書を提出するものである。

## 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）に関する意見書

現在、我が国における他国との貿易をはじめとした連携は、これまで関税における農産物等の例外品目を設定することができる経済連携協定（ＥＰＡ）のみであり、現在１２カ国と締結または締結合意している。

一方、ＴＰＰはこれまでのＥＰＡとは性質が異なり、原則すべての関税撤廃を目指すハイレベルな協定であるほか、非関税障壁の撤廃や人的な交流の緩和まで幅広い分野での自由化交渉であり、特に米国や豪州などの農産物輸出大国が参加表明していることから、農業・農村への影響は非常に大きいと予想され、農林水産省によるとＴＰＰ参加による関税の完全撤廃により、国内の農業生産額は主要な品目だけで４．１兆円程度減少し、食料自給率は１４％程度まで落ち込むとの試算もなされている。

加えて、その影響は、農業と密接に結びついている食品加工や流通・販売、観光など関連する広範囲な産業にも波及していくことが予想され、現在も厳しい状況にある本町経済を一層冷え込ませることも懸念される。

今回の方針では、日本農業の強化策を検討する「農業構造改革推進本部（仮称）」を設置することにはなっているものの、現下の我が国農業の情勢は、高齢化等により、極めて厳しいものがあり、ＴＰＰへの対応いかんでは、国内農業の疲弊と農村社会の崩壊を招き、将来に大きな禍根を残すことにつながるものと大変危惧するものである。

よって、国におかれては、ＴＰＰに関しては、下記事項を踏まえたより慎重な対応を行うよう強く要望する。

### 記

- １ ＴＰＰへの対応については、国内の農業・農村に甚大な被害をもたらすのみならず、我が国の食料安全保障のあり方にも影響が及ぶ極めて重要な事柄であることから、今後の検討に際しては、国民に対し十分な説明責任を果たすとともに、国民からの意見聴取や国会での審議等を通じ国民の合意が得られるよう慎重を期すこと。
- ２ 国際貿易交渉に当たっては、食料の安定供給の確保、農業の持続的発展、農村の振興等に十分配慮するとともに、「多様な農業の共存」という基本理念を堅持し、「守るべきものは守る」というこれまでの政府の姿勢を貫徹すること。  
以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年１２月１５日

愛媛県砥部町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣  
農林水産大臣 経済産業大臣 国家戦略担当大臣